

令和 6 年 8 月 2 7 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び電
波法施行規則等の一部を改正する省令案に係る電波監理審議会からの答申
(令和 6 年 8 月 2 7 日 諮問第 1 1 号)

[90GHz帯滑走路面異物検知レーダーの導入等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(西森課長補佐、清水係長)

電話：03－5253－5902

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (90GHz 帯滑走路面異物検知レーダーの導入等)

1 諮問の概要

2000 年（平成 12 年）に発生したコンコルドの墜落事故以来、空港滑走路における FOD (Foreign Object Debris : 異物) の除去の重要性が認識され、効率的に FOD を除去するための手段が求められている。こうした中で、FOD の正確な検知等が実現できる、光ファイバー技術とイメージング技術を組み合わせた 90GHz 帯滑走路面異物検知レーダーが開発されたことを受けて、情報通信審議会で技術的条件を検討してきたところ、令和 6 年 4 月に一部答申を受けた。【90GHz 帯滑走路面異物検知レーダーの導入】

2014 年（平成 26 年）3 月に発生したマレーシア航空の事故等を踏まえ、航空機の遭難位置特定の重要性が再認識されたことを背景に、2022 年 7 月に国際民間航空条約（ICAO 条約）が改正され、2025 年 1 月以降に総重量 27 トン以上の新造航空機に関して、ELT (Emergency Locator Transmitter : 航空機用救命無線機) に追跡機能等を追加した ELT-DT (Distress Tracking : 遭難追跡型) の装備が義務付けられた。【航空機用救命無線機（ELT）の次世代規格への対応】

近年、従来のガソリンやジェット燃料に替えて電気を動力源とする航空機を導入する取組が進められている。当該航空機の航空機局については、電源設備に航行中に充電する機能を有する蓄電池の備付けを義務づけることは合理的ではない。【電気を動力源とする航空機（空飛ぶクルマ）の導入への対応】

今般、これらの事情を受け、必要な制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 90GHz 帯滑走路面異物検知レーダーの導入（無線設備規則の一部改正）

※必要的諮問事項はゴシック体

90GHz 帯滑走路面異物検知レーダーの技術基準として次の項目の条件を定める。

- ・ 周波数、変調方式、空中線電力及び送信空中線系（絶対利得、主輻射の角度の幅、主輻射の方向）【第 45 条の 13】
- ・ 不要発射の強度【別表第 3 号】

(2) 航空機用救命無線機 (ELT) の次世代規格への対応 (電波法施行規則、無線設備規則、登録検査等事業者等規則の一部改正)
国内で航空機用救命無線機 (ELT) の次世代規格が導入可能となるよう、次のとおり制度整備を行う。

- ・ **遭難通信等の周波数のうち 406MHz 帯 (※) について、ELT の次世代規格で使用する第 2 世代システムの周波数 (GXW 電波 406.05MHz) 及び 2025 年 1 月以降に使用が開始される第 1 世代システムの周波数 (G1B 電波 406.076MHz) を追加する。また、コスパス・サーサット協定の周波数計画における将来の周波数追加に対応するため、周波数の範囲で規定する。【電波法施行規則第 36 条の 2】**

※ 406MHz～406.1MHz：船舶や航空機が遭難した場合に、国際的なコスパス・サーサット協定によって運用されている人工衛星を介して捜索救助機関に遭難の事実や位置を通報する周波数。

- ・ **技術基準について、電波の型式、送信設備、空中線、周波数の許容偏差及び占有周波数帯幅の許容値の条件とともに、国際民間航空条約に別段の定めがあるときはそれによる旨を定める。【無線設備規則第 45 条の 12 の 2、別表第 1 及び別表第 2】。**
- ・ 登録検査等事業者等が行う電気的特性の点検の項目を定める。【登録検査等事業者等規則別表第 7 号】

(3) 電気を動力源とする航空機 (空飛ぶクルマ) の導入への対応

- ・ **電気を動力源とする航空機については、当該航空機の航空機局の電源設備に備え付ける蓄電池に航行中に充電する機能を求めない。【無線設備規則第 45 条の 8】**

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定 (公布日の施行を予定)。

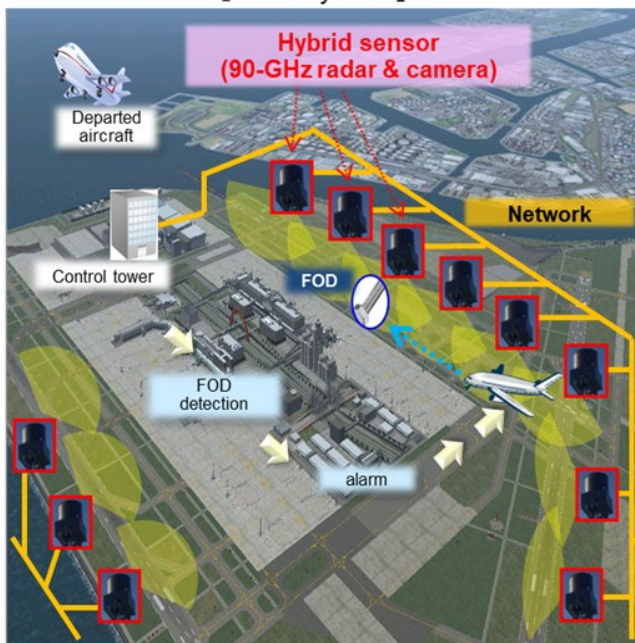
4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 6 年 6 月 28 日 (金) から令和 6 年 7 月 29 日 (月) までの期間において実施済みであり、2 件の賛同意見の提出があった。

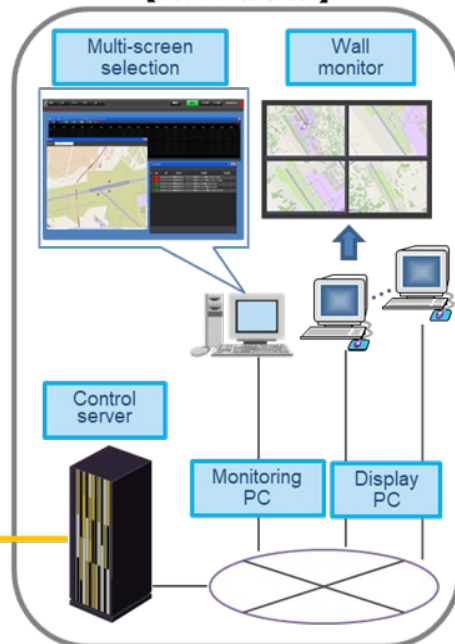
背景と概要

- ✓ 2000年（平成12年）に発生したコンコルドの墜落事故以来、空港滑走路における FOD(Foreign Object Debris: 異物)の除去の重要性が認識され、効率的に FOD を除去するための手段として監視カメラによる方法やミリ波レーダーなどを用いたシステム提案が行われた。
- ✓ 空港滑走路においては、航空機から落下するボルト、ナットなど微小な金属片などがあることから、約 3cm 程度の FOD を検出できること、全世界の様々な空港に設置可能であること等が求められる。
- ✓ FODの正確な検知等が実現できる、光ファイバー技術とイメージング技術を組み合わせた90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーが開発されたことを受けてその技術的条件を検討し、令和6年4月に情報通信技術分科会から一部答申が得られたことから、その技術基準を定めるため無線設備規則の改正を行う。

【 Runway side 】



【 Terminal side 】



90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーの特徴

- ◆ 滑走路側装置は、滑走路を監視できるよう配置
- ◆ 既設の光ファイバー網の活用も可能
- ◆ 管制側装置で信号処理等を実施
- ◆ 滑走路全体を10秒程度でスキャン可能

90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーの導入効果

- ◆ 事故の要因となる異物の早期検知（事故回避）
- ◆ 定時運航確保
- ◆ 滑走路閉鎖時の上空待機便による燃料浪費の削減

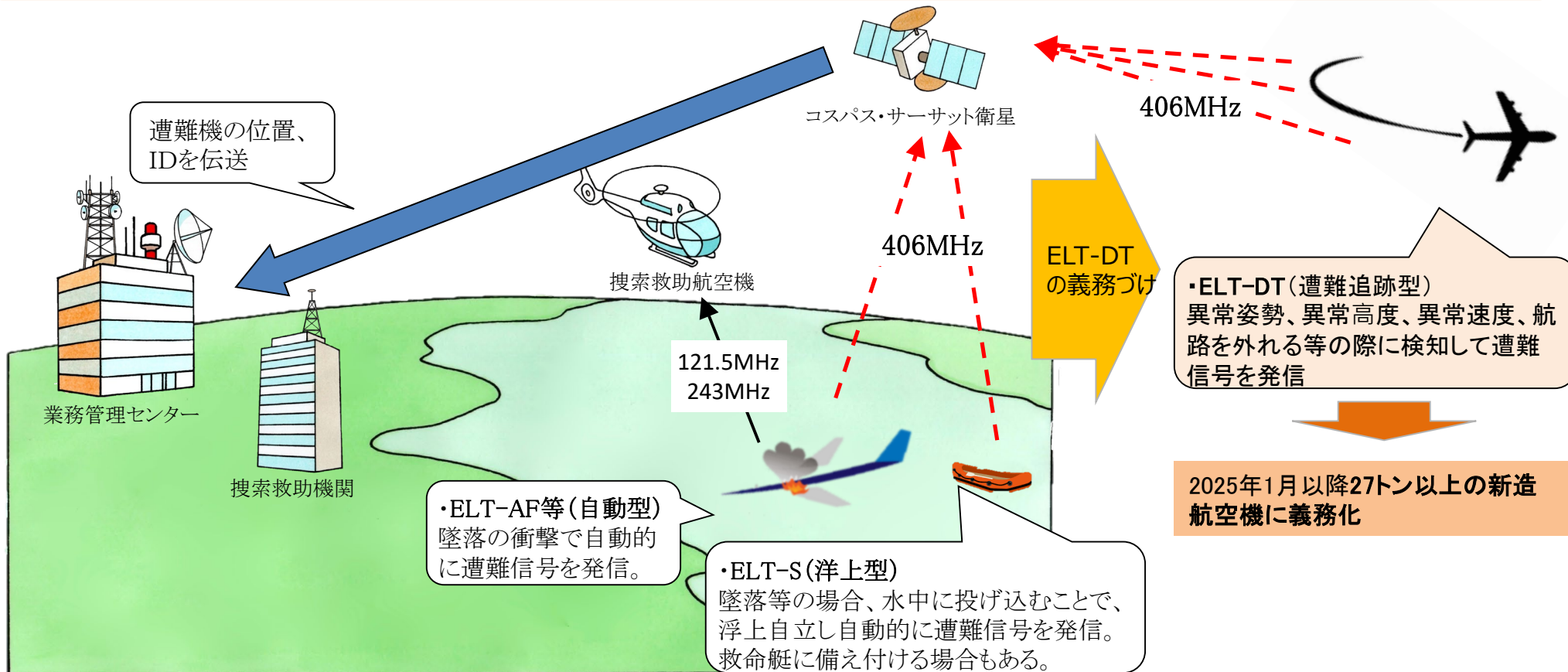
無線設備規則の改正内容

(1) 周波数	92GHzから100GHzまでとする。	設備規則45条の13柱書き
(2) 変調方式	FM-CW(周波数変調連続波)であること。	設備規則45条の13第1号
(3) 周波数の許容偏差	指定周波数帯による。	設備規則別表第一号、第二号(改正なし)
(4) 占有周波数帯域幅の許容値	(告示において92～100GHz又は95～100GHzと規定)	H18告示57号改正
(5) 空中線電力	最大100mWとする。	設備規則45条の13第2号
(6) 空中線系	①送信空中線の絶対利得は、44dBi以下であること。 ②送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、5度以下であること。 ③送信空中線の主輻射の方向は、水平面より主輻射の角度の幅以上下方であること。	設備規則45条の13第3号～5号
(7) 空中線電力の許容偏差	上限50%下限50%以内であること。	設備規則14条表6の項(三)(改正なし)
(8) 不要発射の強度の許容値	基本周波数の平均電力より70dB低い値とする。	設備規則別表3号 第70

背景と概要

航空機用救命無線機（ELT：Emergency Locator Transmitter）は、航空機が海上に不時着した場合や陸上に墜落した場合に電波を自動的に発射して、搜索救助機関や搜索救助航空機（船舶）が遭難者の地点を探知するために利用されている。

マレーシア航空の事故（2014年3月）等を踏まえ、航空機の遭難位置特定の重要性が再認識されたことを背景に、国際民間航空条約（ICAO条約）が改正され、2025年1月以降に総重量27トン以上の新造航空機に関して、ELTに追跡機能等を追加したELT-DT（Distress Tracking：遭難追跡型）の装備が義務付けられたことを受けて、ELT-DTが導入可能となるよう、電波法施行規則、無線設備規則等の改正を行う。

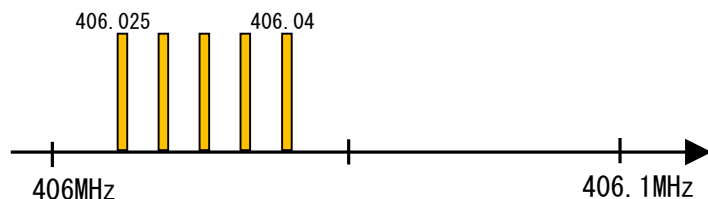


電波法施行規則の主な改正内容

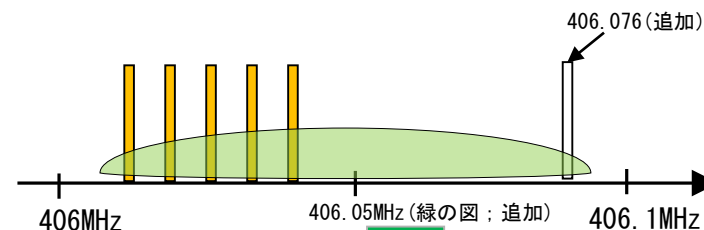
遭難通信等の周波数のうち、406MHz帯(※)について、ELT-DTで使用する第2世代システムの周波数（GXW電波406.05MHz）及び2025年1月以降に使用が開始される第1世代システムの周波数（G1D電波406.076MHz）を追加する。また、コスパス・サーサット協定の周波数計画における将来の周波数追加に対応するため、周波数ポイントで規定している箇所を周波数範囲での規定にする一部改正を行う。

※ 406MHz～406.1MHz: 船舶や航空機が遭難した場合に、国際的なコスパス・サーサット協定によって運用されている人工衛星を介して搜索救助機関に遭難の事実や位置を通報する周波数。

遭難通信等の周波数（406MHz帯：現行規定）



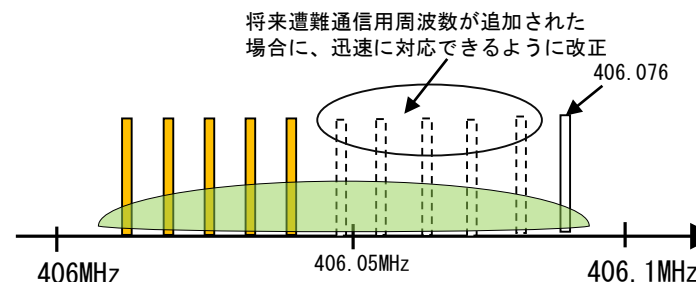
遭難通信等の周波数（ELT-DTの周波数の追加）



電波法施行規則の一部改正（案）

「G1B電波406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz若しくは406.04MHz」等の規定について、406MHz帯の遭難信号等は周波数範囲内（406MHzから406.1MHzまで）であれば電波の型式等によらず遭難通信等とすることが適当であることから「406MHzを超え406.1MHz以下の周波数の電波」等に改める。

将来の割当を考慮した遭難通信等の周波数配置



無線設備規則の主な改正内容

改正項目	改正概要
ICAO条約の参照	今後新たな仕様が、国際民間航空条約（ICAO）で策定されることも想定されることから、ELTが規定されているICAO第十附属書第三巻において別に定めがある場合はそれに従う旨を規定するもの。 45条の12の2柱書き
電波型式の追加	G1Bに加えて、ELT-DTの電波型式を追加するもの。 45条の12の2第2号ロ(1)
送信設備及び空中線の条件	送信設備及び空中線の条件について、ELT-DT等の規定に適合するよう新たに規定するもの。 （従来は、衛星非常用位置指示無線標識（45条の2）を引用） 45条の12の2第2号ロ(2)
周波数の許容偏差	ELT-DTの電波型式追加に伴う技術的修正（ELTの規定か所から電波型式を削除）。 別表第1号
占有周波数帯幅	ELT-DTの占有周波数帯幅の許容値を定めるもの。 別表第2号

背景

- 近年、無人航空機に用いられるマルチコプターや蓄電池の高性能化等により、空飛ぶクルマ等の導入が進められているため(※)、実情に合致しない既存の規定の整備を行う。
- ※ 2025年の大阪・関西万博においても飛行が予定されている

改正内容

[現行]

○無線設備規則

(電源設備)

第45条の8 直流電源を使用する航空機局の電源設備は、その航空機の航行の安全のために最小限必要な無線設備を30分間以上連続して動作させることのできる性能を有する蓄電池を備え付けているものでなければならない。

2 前項の規定により備え付けられる蓄電池は、その航空機の航行中充電することができるものでなければならない。

[改正理由]

電気を動力源とする航空機については、航行中に充電可能であることを求めることは動力である電気を使って充電する結果になり非効率・不合理であると考えられる

[改正後]

○無線設備規則

(電源設備)

第45条の8 (改正なし)

2 前項の規定により備え付けられる蓄電池は、その航空機の航行中充電することができるものでなければならない。ただし、電気を動力源とする航空機にあつては、この限りではない。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果

－90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーの導入等－

(意見募集期間：令和6年6月28日（金）～令和6年7月29日（月）)

No	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社日立国際電気	本省令改正案は、本年4月に情報通信審議会から一部答申された「90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーに関する技術的条件」を踏まえ、当該レーダーの導入に必要な無線設備の条件等が適切に規定された内容となっており、当該レーダーを早期に国内空港に導入を頂く環境整備の上から、大きく寄与するものであることから、本改正案に賛同いたします。	賛同意見として承ります。	無
2	国立天文台電波天文周波数委員会	90 GHz 帯滑走路路面異物検知レーダーが使用する周波数帯には電波天文に一次分配のある周波数帯（92 - 94, 94.1 - 100 GHz）が含まれ、併せて脚注 J36 にて「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされています。また、隣接周波数帯（86 - 92 GHz および 100 - 102 GHz）は電波天文に一次分配があることに加え、脚注 J107 で「全ての電波の発射を禁止する」とされています。 これらの周波数帯は国内に存在する電波望遠鏡の主要な観測帯域のひとつであるため、本改正に至る共用検討の中で電波天文局の保護について十分に検討していただきました。その結果として、当該レーダーと電波天文局が正対する場合には離隔距離 112 km を確保すること、これが不可能な場合には当該レーダーを電波天文局に対して背面に設置することにより有害干渉を避けられることが情報通信審議会情報通信技術分科会航空・海上無線通信委員会報告に明記されています。今回の無線設備規則改正により実際に当該レーダーが設置される場合には、報告に記載された共用条件が確実に守られるよう配慮がなされることを求めます。 なお、本意見の提出者である国立天文台電波天文周波数委員会は、国立天文台及び国内で電波天文観測を行う大学・機関に所属する委員で構成されています。我が国の電波天文コミュニティの意見として本委員会で議論した内容を、今回提出します。	賛同意見として承ります。 将来の電波天文の動向を考慮しつつ、90GHz帯滑走路路面異物検知レーダーの無線局許認可の際には、ご指摘の共用条件も踏まえて、総務大臣が告示で指定した電波天文の受信設備の運用に支障を与えないように審査いたします。	無

○提出された御意見の件数：2件

(提出意見数は、意見提出者数としています。)

○頂いたご意見について一部要約しています。

令和 6 年 8 月 2 7 日

4.9GHz帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の
開設指針案
(令和 6 年 8 月 27 日 諮問第 12 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、長嶋係長)

電話：03－5253－5893

4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針案

1 諮問の概要

情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、携帯電話用周波数の需要拡大に対応するため、4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの技術的条件について検討を行ってきたところ、令和 6 年 3 月 12 日（火）、「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの技術的条件」について一部答申を受けた。

また、総務省において、4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及に向けた計画を有する者を対象として、周波数利用に関するニーズの調査を令和 6 年 3 月 15 日（金）から 29 日（金）までの間に実施したところ、4. 9GHz 帯における 5 G 利用に対する多くのニーズが示された。

以上のような背景を踏まえ、4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てを早期に実施するため、4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の制定を行うものである。

2 制定概要

令和 6 年 3 月 12 日（火）に情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会から一部答申を受けた「4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの技術的条件」等を踏まえ、4. 9GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を制定する。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに制定予定。（公布日の施行を予定）

4 意見募集の結果

なお、告示の制定案の策定に当たって、令和 6 年 7 月 3 日（水）から同年 8 月 1 日（木）まで意見募集を行い、13 者から意見の提出があった。



総務省

4. 9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及 のための特定基地局の開設に関する指針案について

令和6年8月
総合通信基盤局
移動通信課

4.9GHz帯の周波数割当てについて

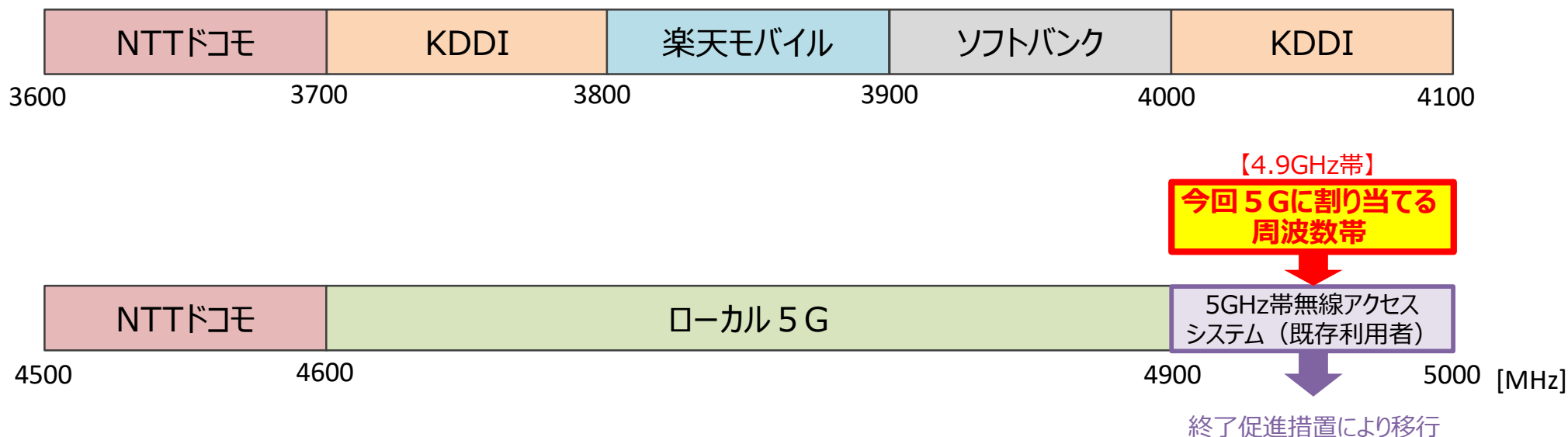
3

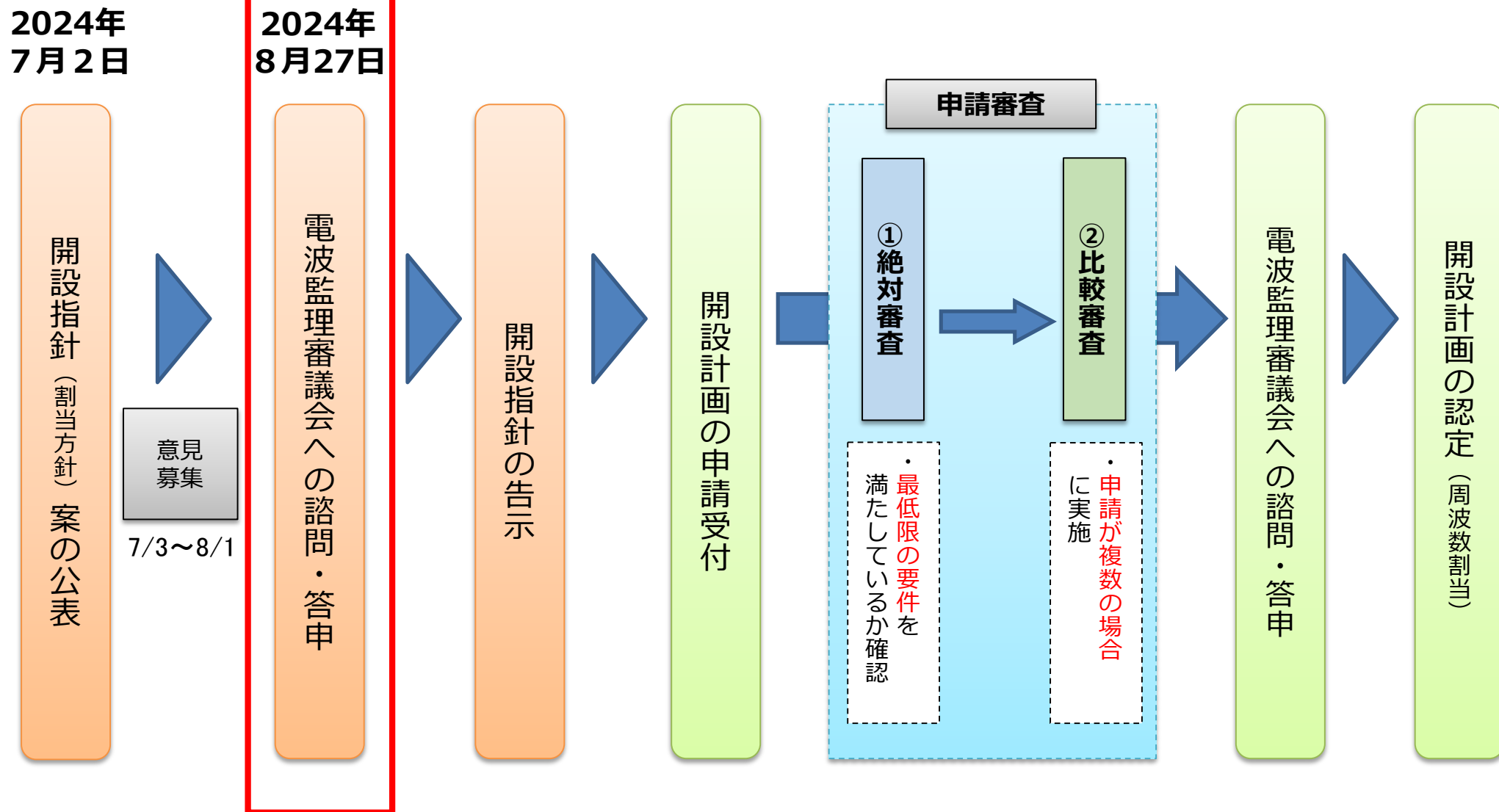
- **4.9GHz帯**（4.9～5.0GHz）は、総務省が策定・公表した「周波数再編アクションプラン」において、「**令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、（略）同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の検討を進める**」こととされている。
- **利用意向調査の結果**や令和6年3月12日の情報通信審議会からの一部答申（技術的条件）等を踏まえ、**早期の周波数割当てに向けて、必要な制度整備（開設指針の策定等）を進める**※。
※7月3日（水）から8月1日（木）までの間、開設指針案の意見募集を実施

割当予定の4.9GHz帯

100MHz幅 1 枠 認定期間 16年

既存無線局の新規開設期限：令和7年度末
既存無線局の使用期限：令和17年度末





- 以下の点を考慮して、審査基準を作成。
 - ・ より多くの人が「5 Gならではの」通信を実感できるよう、まずは、人口が多いエリアにインフラ整備
 - ・ 多様な既存利用者のシステム移行に配慮しつつ、広範なエリアカバーを実現
 - ・ 終了促進措置の着実な実施

① 絶対審査基準（主な項目）

1 エリア展開

- － 認定から12年後の年度末までに
全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上とすること

2 終了促進措置

- － 既存無線局の移行に最低限必要な金額（740億円）
を確保できること

3 周波数の経済的価値

- － 特定基地局開設料が17 億円／年以上であること

4 その他

- － 開設計画を実施するための財務的基礎があること
- － 4 G転用と5 G専用周波数の区別を端末上で表示する
計画を有すること

② 比較審査基準（主な項目）

1 エリア展開

- － 4.9GHz帯の展開率がより大きいこと
- － 特定基地局の開設数がより多いこと

2 公平性・競争促進

- － これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異

3 終了促進措置

- － 終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保
に関する計画がより充実していること

4 周波数の経済的価値

- － 特定基地局開設料の金額がより大きいこと

5 不感地対策・災害対策

- － エリア外人口の解消人数がより大きいこと
- － 携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること
- － 都道府県・市区町村の本庁舎・支所等の5 Gエリア
カバレッジがより充実していること

絶対審査基準（案）

6

エリア展開	基準①	認定から 12年後の年度末までに、全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上 とする計画を有すること
	②	認定から 6年後の年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設 する計画を有すること
設備	③	特定基地局の設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※ ¹
	④	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※ ¹ ※1 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。
周波数の経済的価値	⑤	特定基地局開設料の金額が標準的な金額の下限額を「 著しく下回る金額 」(17 億円／年) 以上 であること
財務	⑥	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間（16年間）の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 （広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示、当初4G用に割当てられた周波数を用いた5Gと5G専用周波数を用いた5Gを端末上で区別する表示等を含む。）のための 対策及び当該対策を実施するための体制整備 の計画を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の移行に最低限必要な金額（740億円）を確保できること
	⑨	周波数移行に関する基準（㉞既存登録人等への実施概要の周知及び実施手順の通知、㉟既存登録人等との協議 等）に従った計画を有すること
	⑩	透明性確保に関する基準（㉞費用負担に関する既存登録人等との事前協議の禁止、㉟周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等）に従った計画を有すること
サービス	⑪	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有すること
	⑫	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信対策	⑬	既存免許人が開設する無線局等※ ² との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること ※2 無線航行衛星システム、航空用空港面移動通信システム、4.9GHz帯を使用する既存登録人等の無線局
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組 に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等 をしないこと

比較審査基準の審査項目と配点（案）

7

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から12年後の年度末における 4.9GHz帯の展開率 がより大きいこと	2 4 点	1 2 点
	B	認定から12年後の年度末における 特定基地局の開設数 がより多いこと		1 2 点
Ⅱ 公平性・競争促進	C	これまでのサブ 6 帯※の割当ての有無及び割当て幅の差異 ※ 3,600MHz～4,100MHz、4,500MHz～4,600MHzの周波数	2 4 点	2 4 点
Ⅲ 終了促進措置	D	終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画 がより充実していること	2 4 点	2 4 点
Ⅳ 周波数の経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	2 4 点	2 4 点
Ⅴ 不感地対策・災害対策	F	エリア外人口の解消人数 がより大きいこと	2 4 点	8 点
	G	携帯電話基地局の強靱化に係る計画 がより充実していること		8 点
	H	都道府県・市区町村の本庁舎・支所等の 5 Gエリアカバレッジ がより充実していること		8 点

合計 1 2 0 点満点

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の 面積カバー率 がより大きいこと	5 点	5 点
-----	---	----------------------------	-----	-----

比較審査基準の評価の判定方法（案）

8

カテゴリ	審査項目		判定方法
Ⅰ	A	認定から12年後の年度末における 4.9GHz帯の展開率 がより大きいこと	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①認定から12年後の年度末における全国の4.9GHz帯の展開率を一桁単位まで比較評価※ ②総合通信局管区ごとの4.9GHz帯の展開率の平均値を一桁単位まで比較評価※
	B	認定から12年後の年度末における 特定基地局の開設数 がより多いこと	認定から12年後の年度末における全国の特定基地局数を三桁単位まで比較評価※
Ⅱ	C	これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①サブ6帯を有していないこと ②申請者のサブ6帯の帯域幅の総計がより少ないこと（100MHz幅単位） ③（②の帯域幅の総計が同じ場合には）サブ6帯のトラフィック量（令和6年3月の1か月間。単位：TB。）がより多いこと（一桁単位まで比較評価）
Ⅲ	D	終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画がより充実していること	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①終了促進措置に係る負担可能額がより大きいこと（1億円単位で記載。比較評価の上限額：1,440億円。） ②終了促進措置の具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な体制の整備及び具体的な方策に関する計画の対策の積極性・具体性、体制の充実性を比較評価
Ⅳ	E	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	特定基地局開設料の額（1億円単位で記載）を比較評価
Ⅴ	F	エリア外人口の解消人数がより大きいこと	認定から6年後の年度末における4G・5Gによる全国の不感地域人口の解消人数を一桁単位まで比較評価
	G	携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること	認定から6年後の年度末における全国の停電や伝送路断に備えた基地局（電力の供給が72時間にわたり停止することを考慮しており、予備の電気通信回線を設置している4G・5G基地局）の設置場所の数を一桁単位まで比較評価
	H	都道府県・市区町村の本庁舎・支所等の5Gエリアカバレッジがより充実していること	認定から6年後の年度末における全国の5Gエリアカバーしている都道府県・市区町村の本庁舎・支所等（地方自治法の規定に該当するもの）の数を一桁単位まで比較評価

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の 面積カバー率 がより大きいこと	認定から12年後の年度末における全国の面積カバー率を優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価
-----	---	----------------------------	---

※ 5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目（5G基盤展開率及び特定基地局数）に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針に係る開設計画の記載内容にかかわらず、最下位とする。

○ 比較審査の配点方式は、**等分配点方式**とする。

※ただし、エリア展開に係るカテゴリ(審査項目A及びB)について、5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目(5G基盤展開率及び特定基地局数)に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針案に係る開設計画の記載にかかわらず、最下位とする。

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点 $(y) \times (n-1) / n$ 、3位は最高点 $(y) \times (n-2) / n \cdots$ と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位	～	最下位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が24点の場合
1位から順に、24点、18点、12点、6点

開設指針案に対して、13件（法人5件、個人8件）の意見が提出された。その概要及び考え方は以下のとおり。

（※）意見公募期間は令和6年7月3日（水）～8月1日（木）（30日間）

提出意見

意見に対する考え方

1. エリア展開（特定基地局の展開率）

本帯域は隣接帯域を使用する航空用空港面移動通信システム等への混信防止のため、当該システムの運用が見込まれる空港の用地端から一定程度の離隔距離を確保する必要がある。特定基地局の設置制限が課されている。よって、空港の近隣メッシュでは特定基地局を設置できないものと考えられることから、特定基地局を設置できない三次メッシュについては除外の上、対象メッシュリストを認定申請マニュアル公開の際に提示する等の措置を実施し、干渉調整による制限を適切に反映いただく必要があると考える。

なお、除外メッシュの選定の際は、展開率のメッシュカバーの考え方を踏まえてマクロ基地局を基準（空港用地端から5km圏内）とすべきと考える。

【ソフトバンク株式会社】

改正予定の電波法関係審査基準において、5,030MHzから5,150MHzまでの周波数の電波を使用する航空用空港面移動通信システムの無線局との混信その他の妨害の防止のため、4.9GHz帯を使用する特定基地局は、空港用地端から一定程度の離隔距離を確保することが必要とされている。

空港用地からの適切な離隔距離を確保するため特定基地局の開設が困難なメッシュについては、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外することが適当であり、ご指摘を踏まえ、本開設指針案の規定の修正を行う。

なお、同審査基準では、スモールセル基地局は、最低4.1km、マクロセル基地局は、最低5kmの離隔距離を確保することが必要とされているが、広範なエリアカバーを実現し、周波数の有効利用を図る観点からは、対象から除外するメッシュは最小限とすることが望ましいことから、空港用地端から4.1km以内にその全部が含まれる三次メッシュについて、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外することとし、除外するメッシュについては、開設計画の認定申請マニュアルにおいて明示する予定である。

※開設指針案の修文については、P.17に記載。

2. エリア展開（特定基地局の開設数）

特定基地局の開設ではスモール基地局とマクロ基地局の活用が想定されるが、一般的に両者はエリア面積比で10倍以上の差があり、Sub6帯の電波伝搬距離を考慮して新たに採用された「特定基地局の展開率」で指定されている三次メッシュ内をより隙間なくカバーする為の優位性に大きな隔りがある。

しかしながら「特定基地局の開設数」の項目では、スモール基地局とマクロ基地局に関係なく基地局数の多寡のみで評価がなされる指針案となっており、1局当たりのエリアカバーを考えた場合、コストが低く且つ非効率なスモール基地局を活用した方が結果として有利な評価を得ることになるため、電波の有効利用の観点からも望ましくない。

従って、開設数の評価においても今回の審査基準の主旨に則ったものするために、スモール基地局とマクロ基地局の構成等を評価できるような評価係数を設けることが適切と考える。具体的には、令和6年3月の情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告において、隣接帯域の無線航行衛星システム宇宙局との干渉検討の結果、設置可能な基地局数の目安としてスモール基地局47,464局、マクロ基地局34,813局が示されていることから、少なくともその基地局数を基に算出したマクロ基地局1基地局に対してスモール基地局を0.7局程度で評価する評価係数を設けることを要望。

【ソフトバンク株式会社】

特定基地局を広範なエリアに展開し、より多くの利用者がサブ6による高速通信を実感できるようにする観点から、特定基地局の展開率を比較審査項目としている。一般に、トラヒックや設置場所の事情に応じて、マクロセル基地局とスモールセル基地局を組み合わせながらネットワーク整備を進めていくものと承知している。

また、より多くの基地局を設置し、稠密なエリア展開を行うことは、周波数の有効利用に資するものであることから、比較審査項目Bでは、特定基地局の開設数により判定することとしている。

したがって、本開設指針案の記載については、原案のとおりとするが、いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。

提出意見

意見に対する考え方

3. 公平性・競争促進

比較審査基準Cについて、サブ6帯の割当ての有無及び割当て幅がより少ない事業者へ高配点を与えてしまうと、他の項目で挽回することは困難である。

今回の比較審査基準Cは、割当て帯域幅が少ない事実のみを加点対象としており、今般の追加周波数割当ての比較審査において、過去に多くのサブ6帯の割当てを受けた事業者が、その後の割当て帯域の活用状況を考慮されず、少ない割当て幅となった事業者と同じスタートラインに立てないのは、公平性の観点から課題があるものと考ええる。

過去の割当てにおける比較審査結果から生じた割当て帯域幅の差のみを加点評価の対象とするのではなく、各事業者が割当て帯域をいかに有効利用してきたか、という側面を加味した基準とすることが、今後の周波数有効利用を図る観点から、より適切であると考ええる。

【株式会社NTTドコモ】

今回の開設指針案における比較審査基準には、後発事業者が不利になる内容が含まれるものと考ええる。

具体的には、C「これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異」の判定方法において、①②が同一であった場合、③において「サブ6帯のトラヒック量」での判定が為されることとなっているが、後発事業者は必然的に不利な指標となる。

同様に、V「不感地対策・災害対策」においても、G「携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること」、H「都道府県・市区町村の本庁舎・支所の5Gエリアカバレッジがより充実していること」については既存事業者が有利となる指標と考える。

他方で、これら項目の設定は政策目標の達成のために必要なものという側面もあるものと考えるので、個々の項目で後発事業者に配慮することに限らず、例えば開設指針全体で後発事業者への配慮を行うなど、何らかの方法で全体としての調整を行うことが必要と考える。

【楽天モバイル株式会社】

トラヒック量の比較評価はこれまで「携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価」の中でも実施されておらず、一部の帯域におけるトラヒック量を周波数割当てにおける比較審査基準として用いるためには評価方法の妥当性について慎重な議論が必要であると考ええる。

なお、仮にトラヒック量の比較評価を審査基準に用いる場合は、開設計画認定申請の前月のデータなど、最新のトラヒック状況を用いるべきと考える。

【KDDI株式会社】

特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異を比較審査項目としている。

本項目の配点は、他に4つある比較審査のカテゴリと同じ点数にしているほか、本項目の配点方式は、等分配点方式であることから、これまで割り当てられた周波数幅がより大きい事業者であっても、配点を得ることが可能である。したがって、本項目は、比較審査基準全体に照らして過大なものとはなっておらず、適当と考える。

また、指定済周波数の有効利用の程度については、比較審査のカテゴリV「不感地域対策・災害対策」の中で評価することとしている。

特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、比較審査項目Cを設けており、これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割り当てられた周波数幅の差異を判定することとしているが、これまで割り当てられた周波数幅が同一である場合、トラヒック量が多く、帯域がよりひっ迫している事業者を評価することは、有限希少な周波数の有効利用の観点から適当であると考ええる。

また、基地局の強靱化や災害対応の拠点となる都道府県及び市区町村の事務所等の5Gエリアカバレッジは、ネットワークの安定的な提供の観点から重要であり、全ての事業者が等しく取り組むことが求められることから、比較審査項目G及びHによりその計画の充実度を評価することとしている。

以上を踏まえ、本開設指針案の記載については、原案のとおりとするが、いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。

帯域のひっ迫度を計る指標として、サブ6帯のトラヒック量を評価することとしている。

サブ6帯のトラヒック量と併せて、その具体的な算出方法を提出することを開設計画の認定申請マニュアルにおいて明確化する予定である。

なお、トラヒックの計測時期は、電波の利用状況調査の調査対象時期に合わせて、令和6年3月の1ヶ月間としている。

提出意見	意見に対する考え方
4. 終了促進措置 本帯域の利用は既存登録人等の移行が前提となるため、新免許人は移行を促進し特定基地局の開設が可能となった箇所から順次特定基地局を開設していくこととなるが、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集において既存登録人等の周波数利用期限を令和18年3月31日とする案が示されており、絶対審査基準として示された「認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末」は周波数利用期間中で利用期限まで5年程度を残した移行途上の時期で設定されている。 一方、5GHz 帯無線アクセスシステムの既存登録人等には、国、都道府県及び市区町村が存在し、防災関係などの重要なシステムに当該帯域を活用して都道府県全域を広くカバーし、使用期限満了まで利用を継続する可能性も想定されることから、本帯域の既存登録人等の移行に寄り添った移行計画の策定や実行を行う上でも基地局開設に係る絶対審査基準で十分配慮いただく必要があると考える。 具体的には、過去の開設計画において公共性が高い既存システムの移行を行う場合の開設計画は使用期限満了後のタイミングで設定がなされていることから、本開設計画もこれに準じて、使用期限満了後の特定基地局の開設を条件とすることが望ましいと考える。 仮に、使用期限満了前の開設を義務付ける場合、既存システムの公共性を踏まえ、①総合通信局管内での開設義務、②屋内等に設置する特定基地局の許容等(2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための開設計針と同様)の要件緩和を検討、若しくは③移行に起因して特定基地局設置が困難な場合の総務省殿等による仲裁、④開設期限の延長等の救済策の導入を検討いただく必要があると考える。 【ソフトバンク株式会社】	終了促進措置を行い、使用期限よりも前倒しでの周波数移行を促しながら、特定基地局の早期の展開を図ることは、周波数の有効利用に資するものである。 これまでの終了促進措置において実際に要した移行期間を踏まえ、本開設計針案では、認定日から起算して6年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県において1局以上の特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)を開設する計画を有することを絶対審査基準としており、本開設計針案の記載については、原案のとおりとする。 なお、円滑な周波数移行を進めるに当たっては、認定開設者において、既存無線局の登録人等に対し、丁寧に協議を進めていくことが重要と考える。
最低限必要な金額と比較評価の上限額が示されているが、これら金額の算出方法や算出の前提となる情報について、申請マニュアル等における開示を希望する。 【楽天モバイル株式会社】	既存無線局の移行に必要な金額の算出方法等を含め、開設計画の作成等に必要な情報については、本開設計針案に係る電波監理審議会の答申後、開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表する予定である。

提出意見

意見に対する考え方

5. 周波数の経済的価値(4.9GHz帯の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針に関する意見を含む)

700MHz帯における移動通信システムの普及のための開設指針においては、特定基地局開設料は新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額され、約2.3万局で最低金額となる考え方が導入されていたが、この考え方は、「事業者による基地局設置等の設備投資を後押しするインセンティブとなり、電波の有効利用の観点からも適切」であることから、本指針(案)においても導入いただくよう要望する。

【ソフトバンク株式会社】

本算定方針案では原案に記載されている“オープンRANの導入等による機器調達の容易さ”、“国内での当該帯域の導入実績”を理由として、従来採用されていたエコシステム補正のうち使用国数の考慮が除外されたものと理解している。

今後、このような算定結果に大きく影響する算定方式の変更や新たな考え方を採用する場合は、予見性の観点からもあらかじめ関係事業者から意見を聴く場等を設定いただくことを要望する。

【ソフトバンク株式会社】

特定基地局開設料の算定にあたっては、「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」にて検討が行われ、意見募集を踏まえて、令和2年8月に公表された「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書」に基づいてこれまで算出が行われてきたものと認識している。

今回、特定基地局開設料の算出について、4の(2)及び(5)に変更があったものと認識しているが、このような変更を行うにあたっては、研究会での再検討など、一定程度開かれた場での議論が必要と考えている。

また、過去の割当との公平性等を維持するためにも、特定基地局開設料の算定方針の変更は慎重に行うべきと考える。

【楽天モバイル株式会社】

700MHz帯の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の標準的な金額の算定では、地上テレビ放送の受信障害対策のための携帯電話事業者が負担する費用分として、特定基地局あたり114万円を周波数の経済的価値の総額から控除することとした。

本開設指針案の割当て対象の4.9GHz帯では、そのような事情はないことから、同様の措置は講じていない。

本年4月から5月にかけて非公開で開催した「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」において、4.9GHz帯の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の標準的な金額の算定方針案を検討するとともに、当該算定方針案について、本開設指針案と併せて意見募集を行った。

いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。
なお、同研究会における議事の概要については、本開設指針案の制定後に公表する予定である。

提出意見	意見に対する考え方
6. 不感地対策・災害対策(携帯電話基地局の強靱化)	
昨今の災害激甚化等を踏まれば、停電や災害発生時にも一定時間緊急通報等の重要通信が利用できる環境を構築することは喫緊の課題であると考え。停電対策や回線冗長化は様々な構成が想定されること、また今後の技術進展によりさらに新たな構成が選択できるようになる可能性もあることを踏まえ、電源確保等の具体的な手法は限定することなく多様な手段(発電機設置を含めるなど)での実現を促進することが有効であると考え。 【ソフトバンク株式会社】	基地局の長時間にわたる停電や伝送路断に対しては、地域の実情や事業者ごとのネットワーク戦略に応じて多様な手法で対策を講じていくことが有用と考える。電源確保等の具体的な考え方については、認定申請マニュアルにおいて明確化する予定である。
過去の認定申請マニュアルにおいて基地局の設置箇所の定義が規定されているが、本項目の「無線設備の設置場所」についても、同一箇所複数周波数の対策がなされた場合には対策周波数の数ではなく設置箇所の数でカウントされるものと考えている。 【ソフトバンク株式会社】	本比較審査項目では、対応する周波数帯の数にかかわらず、無線設備の設置場所の数により判定することとしている。具体的なカウント方法については、認定申請マニュアルにおいて明確化する予定である。
7. 不感地対策・災害対策(都道府県・市町村の事務所等の5Gエリアカバー)	
指針案では、事業所が作成する開設計画に記載すべき事項として、地方自治法に定める都道府県及び市町村の支庁及び支所が対象とされている。一方、地方自治法第百五十五条第一項には、都道府県は支庁及び地方事務所、市町村は支所又は出張所を設けることができると定められている。 愛知県では、愛知県行政機関設置条例において、各地方機関の設置を定めているが、各機関における位置づけについて、支庁及び地方事務所の区別をしていない。指針案では、開設計画において地方事務所及び出張所の記載を求めていることから、愛知県の地方機関において、5Gカバーがされない可能性がある。 以下の案の通り指針案の修正を求める。 二十項 別表1 開設計画に記載すべき事項 十 電場の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村(特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。)の事務所等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項(同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。)に規定する都道府県においては支庁及び地方事務所、市町村においては支所又は出張所をいう。以下同じ。)ごとの計画 【愛知県】	ご指摘を踏まえ、地方事務所及び出張所についても対象とするよう規定の修正を行う。 また、併せて、政令指定都市の区の事務所及び出張所についても対象とするよう規定の修正を行う。 ※開設指針案の修文については、P.18に記載。

提出意見	意見に対する考え方
都道府県及び市区町村の事務所等について、地方自治法の規定では事務所等の名称や所在地が確認できず開設計画策定時に対象となる事務所等を特定することが難しく、更に地方公共団体による指定追加や変更の可能性もあることから、<u>対象となる事務所等の一覧を認定申請マニュアル公開の際にご提示いただくようお願いする。</u> 【ソフトバンク株式会社】	都道府県及び市区町村の事務所等を含め、開設計画の作成等に必要な情報については、<u>本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表する予定である。</u>
8. その他の意見	
事業者が申請内容について十分検討できるよう、<u>開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただくようご配慮をお願いします。</u> 【ソフトバンク株式会社】	本開設指針案に係る認定申請マニュアルについては、<u>本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに公表する予定である。</u>
比較審査基準の審査項目と配点(案)に、<u>n79に対応したモデムを有する携帯電話の普及に関する項目が一切存在しないので、比較審査基準に入れるべきである。</u>現状、n79に対応したモデムを有する携帯電話が多いとは言えないため、キャリアが基地局を整備しても、肝心の端末が対応していなければ意味がない。このため、キャリアがn79に対応したモデムを有する携帯電話の販促を行うなど、基地局設置と端末普及を両方同時にキャリアにやらせるべきである。そうしなければ、4.9GHz帯が現状のミリ波のように、「ごく一部の高価な端末を持った人がごく一部のエリアに行ったとき」以外ほぼ国民生活に寄与しない周波数になってしまう可能性が高いと考える。 【個人】	本開設指針案の割当て対象である4.9GHz帯は、3GPPにおいてBand n79として規定されている。<u>同じBand n79に対応する周波数帯として、平成31年4月に国内で4.5GHz帯が割り当てられており、既に国内ではBand n79に対応する端末が一定程度普及している状況である。</u>したがって、本開設指針案の記載は、原案のとおりとするが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見募集の結果等を踏まえ、開設指針案の規定を以下のとおり修正。

開設指針案の構成

- 一 用語の定義
- 二 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
- 三 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
- 四 特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項
- 五 終了促進措置に関する事項
- 六 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
- 七 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
- 八 特定基地局開設料に関する事項
- 九 高度既設特定基地局の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項
- 十 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項
- 別表第一 開設計画に記載すべき事項
- 別表第二 開設計画の認定の要件
- 別表第三 開設計画の認定の審査事項

○ 特定基地局の展開率について、空港用地端から4.1kmの範囲内のメッシュを対象外とする旨修正（六、別表第一の二4）

○ 都道府県及び市町村の事務所等について、都道府県の地方事務所、市町村の出張所、政令指定都市の区の事務所及び出張所を含める旨修正（別表第一の十6）

○ その他技術的な修正

開設指針案の修正概要(新旧対照表①)

17

修正案	意見募集時
六 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項 認定開設者は、認定日から起算して十二年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率（三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのもの（<u>当該三次メッシュの全ての区域が空港用地端から四・一kmの範囲内にあるものを除く。</u>）のうち、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第三項第一号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の四分の三を超えるものに限る。）の総数を、三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのもの（<u>当該三次メッシュの全ての区域が空港用地端から四・一kmの範囲内にあるものを除く。</u>）に限る。）の総数で除した値をいう。以下同じ。）が百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。	六 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項 認定開設者は、認定日から起算して十二年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率（三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものうち、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第三項第一号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の四分の三を超えるものに限る。）の総数を、三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものに限る。）の総数で除した値をいう。以下同じ。）が百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。
別表第一 開設計画に記載すべき事項（注一） 二 特定基地局の整備計画に関する事項 4 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の展開率（三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものうち、総合通信局の管轄区域ごとにあるもの（<u>当該三次メッシュの全ての区域が空港用地端から四・一kmの範囲内にあるものを除く。</u>）であり、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第三項第一号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の四分の三を超えるものに限る。）の総数を、三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものうち、当該総合通信局の管轄区域内にあるもの（<u>当該三次メッシュの全ての区域が空港用地端から四・一kmの範囲内にあるものを除く。</u>）に限る。）の総数で除した値をいう。以下同じ。）に関する年度の末日ごと及び三次メッシュごとの計画	別表第一 開設計画に記載すべき事項（注一） 二 特定基地局の整備計画に関する事項 4 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の展開率（三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものうち、総合通信局の管轄区域ごとにあるものであり、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第三項第一号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の四分の三を超えるものに限る。）の総数を、三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものうち、当該総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）の総数で除した値をいう。以下同じ。）に関する年度の末日ごと及び三次メッシュごとの計画

開設指針案の修正概要(新旧対照表②)

修正案	意見募集時
別表第一 開設計画に記載すべき事項（注一） 十 電波の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する <u>5G</u> 基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）の事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所、並びに同法第百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する支庁及び <u>地方事務所又は支所若しくは出張所並びに同法第二百五十二条の二十に規定する指定都市の区の事務所又は出張所</u>をいう。以下同じ。）ごとの計画	別表第一 開設計画に記載すべき事項（注一） 十 電波の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）の事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する支庁及び支所をいう。以下同じ。）ごとの計画

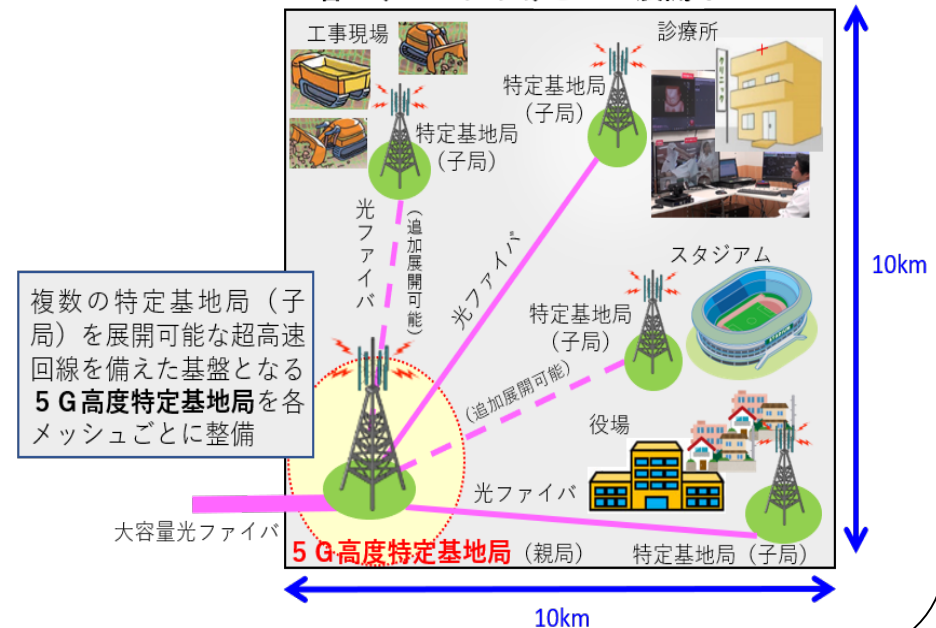
- サブ 6 帯の電波伝搬距離が半径数百メートル程度であることを考慮し、**全国を1km×1kmのメッシュに分割した上で、4.9GHz帯の基地局を開設したメッシュ数を分子、高トラヒックエリア※のメッシュ数を分母**として計算。
※ 人口集中地区の面積が13,250平方キロメートルであることを参考に、人口が上位の13,250メッシュを指す。
- これまでの 5 G用周波数の割当て時の指標（5 G基盤展開率）よりも、より緻密な基地局の展開が期待される。

4.9GHz帯の展開率の概念図



(参考) 5 G基盤展開率

<各メッシュにおける 5 G 展開イメージ>



4. 9GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための周波数割当てに関する意見募集の結果及び意見に対する考え方

[募集期間：令和6年7月3日（水）～8月1日（木）]

意見提出者：計13件（法人等5件、個人8件）

意見提出者一覧

愛知県	株式会社 NTT ドコモ	楽天モバイル株式会社
KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社	個人（8件）

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	IT が進化すると、便利になりますが、地震など災害で、インフラがストップしたら危ないので、アナログな仕事なども残した方が良いと思います。	総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	無
2	個人	電磁波が人体に及ぼす影響が問題視されて不安に感じます。周波数を上げるのには反対です。	総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	無
3	個人	今回の比較審査基準の評価案では人口カバー率よりも展開率で審査をするが、これは高トラヒックエリアの面的なカバー状況を算出するために人口カバー率より適切だろう。「項目 B: 特定基地局の開設数」は基地局の共同構築を計画している事業者たちに有利に作用しインフラシェアリングを推進する上でも妥当だろう。「項目 C: サブ 6 帯の割当ての有無及び割当て幅の差異」という配慮は前回ソフトバンク 64%・楽天 56.1%と消極的姿勢だった 2 社を奮い立たせる名案とおもう。2 社のうち 1 社でもドコモ 97%・KDDI 93.2%と競える展開率で申請し展開率の整備競争が活性化することを期待したい。	本開設指針案への賛同意見として承ります。	無
4	個人	「4. 9GHz 帯の展開率」について、分子を「全国を 1km×1km のメッシュに分割した上で、4. 9GHz 帯の基地局を開設したメッシュ数」としているが、この「基地局」を「高さ x メートルかつ出力 y ワット以上の基地局」（x, y には電波の公平且つ能率的な利用をするにあたって適当な値を入れる）に改める等、実効性のある指標を用いていただきたい。開設した基地局がそのメッシュに対してどれだけエリアカバーしているかを考慮せず、ただ単に開設した基地局の数のみを指標とすると、展開率稼ぎのためだけに地上高さ 2m 以下から電波を発射する基地局を設置したとしても、その基地局が存在するメッシュを分子とカウントできる。 大手 3 キャリアのいずれも、多かれ少なかれこの手の新周波数割り当ての際にこのような国民生活になんら寄与しない基地局を開設し数稼ぎを行った実績が確認されている。このような現状に鑑み、4. 9GHz 帯に限らず、今後携帯電話会社に電波の周波数を割り当てる際は、国民生活に寄与する、実効性のある基地局のみをカウントするよう求める。間違っても、某携帯電話会社がやったような、アンテナ一体型でない無線機を設置して電源を入れ、「アンテナ繋いでないけど漏れ電波が出てるでしょ！」と主張し、数稼ぎするような真似をこれ以上許してはならないのである。	ご意見の前段については、令和 6 年 7 月に取りまとめられました「5 G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」報告書において、サブ 6 帯のエリア展開に係る指標として「サブ 6 展開率」が採用されたことを踏まえ、本開設指針案においても、同じ算出方法を用いて、特定基地局の展開率を審査基準として設定したものです。 ご意見の後段については、本開設指針案第十項第七号の規定に基づき、認定計画の進捗状況を継続的に確認してまいります。	無

5	個人	比較審査基準の審査項目と配点(案)に、n79に対応したモデムを有する携帯電話の普及に関する項目が一切存在しないので、比較審査基準に入れるべきである。現状、n79に対応したモデムを有する携帯電話が多いとは言えないため、キャリアが基地局を整備しても、肝心の端末が対応していなければ意味がない。このため、キャリアがn79に対応したモデムを有する携帯電話の販促を行うなど、基地局設置と端末普及を両方同時にキャリアにやらせるべきである。そうしなければ、4.9GHz帯が現状のミリ波のように、「ごく一部の高価な端末を持った人がごく一部のエリアに行ったとき」以外ほぼ国民生活に寄与しない周波数となってしまう可能性が高いと考える。	本開設指針案の割当て対象である4.9GHz帯は、3GPPにおいてBand n79として規定されています。同じBand n79に対応する周波数帯として、平成31年4月に国内で4.5GHz帯が割り当てられており、既に国内ではBand n79に対応する端末が一定程度普及している状況です。したがって、本開設指針案の記載は、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
6	個人	総務省は楽天モバイルに対して、プラチナバンドの帯域を他社の数分の一しか割り当てていません。バランスをとるために4.9ghzを独占的に使用させるのはどうか。 プラチナバンドは平等に割り振らないのに、5Gの電波だけ平等に割り振るのは不公平で、既存企業を優遇してるように見える	本開設指針案は、特定の事業者への周波数割当てを想定して作成したものではありません。 今後、電波監理審議会からの答申を受け、本開設指針案が制定された場合には、総務省において、開設指針に基づき、申請された開設計画を適正に審査してまいります。	無
7	個人	第5世代移動通信システムの普及のための周波数割当てはの金額も適切かと思われますが技術革新の妨げにならずに、むしろ田舎など辺鄙な地域にも例外なく公平に普及させてほしいです。今後第6世代移動通信システム、なども出てきて欲しいので技術を安全かつ確実に進化させる、という観点を重視して欲しいと思っています。	5Gの全国的な普及のためには、低い周波数帯から高い周波数帯までトラヒック需要等に応じて周波数帯を適切に使い分けながら基地局整備を進めていくことが重要です。本開設指針案では、高トラヒックエリアにおける特定基地局の展開率を比較審査項目とするとともに、都道府県及び市区町村の事務所等の5Gエリアカバーの程度を比較審査項目としています。 また、本開設指針案第七項において、認定開設者は、電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならないとされており、その取組状況については、本開設指針案第十項第七号の	無

			規定に基づき、継続的に確認を行ってまいります。	
8	愛知県	1 対象 4. 9GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案 二十項 別表1 開設計画に記載すべき事項 十 電場の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）の事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第一百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する支庁及び支所をいう。以下同じ。）ごとの計画 2 意見 指針案では、事業所が作成する開設計画に記載すべき事項として、地方自治法に定める都道府県及び市町村の支庁及び支所が対象とされている。一方、地方自治法第一百五十五条第一項には、都道府県は支庁及び地方事務所、市町村は支所又は出張所を設けることができると定められている。 愛知県では、愛知県行政機関設置条例において、各地方機関の設置を定めているが、各機関における位置づけについて、支庁及び地方事務所の区別をしていない。指針案では、開設計画において地方事務所及び出張所の記載を求めていることから、愛知県の地方機関において、5Gカバーがされない可能性がある。 愛知県の全ての地方機関について、明示的に計画の対象に含めるため、地方事務所（及び出張所）を含めた指針案への修正を求める。 3 指針修正案 以下の案の通り指針案の修正を求める。 二十項 別表1 開設計画に記載すべき事項 十 電場の能率的な利用の確保に関する事項 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行政区画による区域とする。以下同じ。）の事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第一百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する都道府県においては支庁及び地方事務所、市町村においては支所又は出張所をいう。以下同じ。）ごとの計画	ご指摘を踏まえ、地方事務所及び出張所についても対象とするよう規定の修正を行います。 また、併せて、政令指定都市の区の事務所及び出張所についても対象とするよう規定の修正を行います。	有
9	個人	子供達の発達にも、関係してくるので反対。	総務省の今後の施策の参考と	無

			させていただきます。	
10-1	株式会社 NTT ドコモ	容量ひっ迫地域への活用が期待される4.9GHz帯の割当に向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎いたします。認定を受けた事業者の開設計画については厳正な管理を行い、確実に周波数の有効利用を図ることが必要と考えます。	本開設指針案への賛同意見として承ります。 開設計画の認定後には、本開設指針案第十項第七号の規定に基づき、認定計画の進捗状況を継続的に確認してまいります。	無
10-2	株式会社 NTT ドコモ	比較審査基準Cについて、サブ6帯の割当ての有無及び割当て幅がより少ない事業者へ高配点を与えてしまうと、他の項目で挽回することは困難です。 現状のサブ6帯の割当て帯域幅は、2019年の割当てに際して各事業者の開設計画が競願時審査された結果、確定したものであり、各事業者はその後、開設計画に沿った割当て帯域の利用を進めてきたものと認識しております。 今回の比較審査基準Cは、割当て帯域幅が少ない事実のみを加点対象としており、今般の追加周波数割当ての比較審査において、過去に多くのサブ6帯の割当てを受けた事業者が、その後の割当て帯域の活用状況を考慮されず、少ない割当て幅となった事業者と同じスタートラインに立っていないのは、公平性の観点から課題があるものと考えます。 過去の割当てにおける比較審査結果から生じた割当て帯域幅の差のみを加点評価の対象とするのではなく、各事業者が割当て帯域をいかに有効利用してきたか、という側面を加味した基準とすることが、今後の周波数有効利用を図る観点から、より適切であると考えます。	特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異を比較審査項目としています。 本項目の配点は、他に4つある比較審査のカテゴリと同じ点数にしているほか、本項目の配点方式は、等分配点方式であることから、これまで割り当てられた周波数幅がより大きい事業者であっても、配点を得ることが可能です。したがって、本項目は、比較審査基準全体に照らして過大なものとはなっておらず、適当と考えます。 また、指定済周波数の有効利用の程度については、比較審査のカテゴリV「不感地域対策・災害対策」の中で評価することとしています。	無
10-3	株式会社 NTT ドコモ	また、前述の通り、現在割当て済みのサブ6帯は、2019年の割当てにおいて3.7GHz帯、4.0GHz帯、4.5GHz帯の帯域別に開設計画の競願時審査が行われ、割当てが決定されました。更に電波の有効利用の程度の評価においては、3つの周波数毎に評価が行われており、これらの周波数帯別に、その活用及び評価の独立性が確保されているものと承知しております。 もし仮に、今回の追加周波数帯である4.9GHz帯をサブ6帯というカテゴリにて一体的に捉え、割当て済み帯域幅の大小を考慮して比較審査を行うのであれば、電波の有効利用の程度の評価においても、上記3周波数に加え、4.9GHzも含めたサブ6帯として総合的に評価を行うことが、電波の有効利用に係る整合性をもった取り組みになるものと考えます。	電波の有効利用の程度の評価に関するご意見については、電波監理審議会において、適時適切に検討されるものと考えます。	無
11-1	楽天モバイル株式会社	今回の開設指針案における比較審査基準には、後発事業者が不利になる内容が含まれるものと考えております。	特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点か	無

		具体的には、Ⅱ「公平性・競争促進」のC「これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異」の判定方法において、①②が同一であった場合、③において「サブ6帯のトラヒック量」での判定が為されることとなっておりますが、これは契約者数が少ない後発事業者は必然的に不利な指標となります。 同様に、Ⅴ「不感地対策・災害対策」においても、G「携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること」については多くの既設基地局を持つ既存事業者が有利となり、H「都道府県・市区町村の本庁舎・支所の5Gエリアカバレッジがより充実していること」については保有周波数が多く5G転用を積極的に実施可能な既存事業者が有利となる指標と考えております。 他方で、これら項目の設定は政策目標の達成のために必要なものという側面もあるものと考えますので、個々の項目で後発事業者に配慮することに限らず、例えば開設指針全体で後発事業者への配慮を行うなど、何らかの方法で全体としての調整を行うことが必要と考えます。	ら、比較審査項目Cを設けており、これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割り当てられた周波数幅の差異を判定することとしていますが、これまで割り当てられた周波数幅が同一である場合、トラヒック量が多く、帯域がよりひっ迫している事業者を評価することは、有限希少な周波数の有効利用の観点から適当であると考えます。 また、基地局の強靱化や災害対応の拠点となる都道府県及び市区町村の事務所等の5Gエリアカバーは、ネットワークの安定的な提供の観点から重要であり、全ての事業者が等しく取り組むことが求められることから、比較審査項目G及びHによりその計画の充実度を評価することとしています。 以上を踏まえ、本開設指針案の記載については、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	
11-2	楽天モバイル株式会社	また、終了促進措置について、今回の意見募集では最低限必要な金額と比較評価の上限額が示されていますが、これら金額の算出方法や算出の前提となる情報について、申請マニュアル等における開示を希望いたします。	既存無線局の移行に必要な金額の算出方法等を含め、開設計画の作成等に必要の情報については、本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表する予定です。	無
11-3	楽天モバイル株式会社	特定基地局開設料の算定にあたっては、「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」にて検討が行われ、意見募集を踏まえて、令和2年8月に公表された「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書」に基づいてこれまで算出が行われてきたものと認識しております。 今回、特定基地局開設料の算出について、4の(2)及び(5)に変更があったものと認識しておりますが、このような変更を行うにあたっては、研究会での再検討など、一定程度開かれた場での議論が必要と考えております。	本年4月から5月にかけて非公開で開催した「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」において、4.9GHz帯の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の標準的な金額の算定方針案を検討するとともに、当該算定	無

		また、過去の割当との公平性等を維持するためにも、特定基地局開設料の算定方針の変更は慎重に行うべきと考えます。	方針案について、本開設指針案と併せて意見募集を行いました。 いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、同研究会における議事の概要については、本開設指針案の制定後に公表する予定です。	
12	KDDI株式会社	トラヒック量の比較評価はこれまで「携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価」の中でも実施されておらず、一部の帯域におけるトラヒック量を周波数割当てにおける比較審査基準として用いるためには評価方法の妥当性について慎重な議論が必要であると考えます。 なお、仮にトラヒック量の比較評価を審査基準に用いる場合は、開設計画認定申請の前月のデータなど、最新のトラヒック状況を用いるべきと考えます。	帯域のひっ迫度を計る指標として、サブ6帯のトラヒック量を評価することとしています。 サブ6帯のトラヒック量と併せて、その具体的な算出方法を提出することを開設計画の認定申請マニュアルにおいて明確化する予定です。 なお、トラヒックの計測時期は、電波の利用状況調査の調査対象時期に合わせて、令和6年3月の1ヶ月間としています。	無
13-1	ソフトバンク株式会社	携帯電話システムについては、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書」にも示されているとおり、引き続き「大容量」のニーズが高く、通信トラヒックは年々増加し続けており、将来の帯域不足が喫緊の課題と認識しています。また近年のデジタル化の進展にともなうライフスタイルの変化や自然災害の激甚化等により、国民生活にとって不可欠なライフラインとなっていることから、増加し続けるトラヒックを処理できるだけの十分なトラヒック容量の確保が非常に重要となっています。 将来の帯域不足の懸念を解消するためにも、地方への十分な5Gサービスの早期普及への貢献度が高い4.9GHz帯の開設計針案が公表され、割当てに向けたプロセスが開始されたことは非常に有意義であると考えます。 また、本帯域を含むSub6帯はエリア整備だけでなくトラヒック対策にも適しており、高トラヒックエリアを重点的に整備することが周波数の有効活用に資する帯域であると考えます。本開設指針案において従来の人口カバー率とは異なるトラヒック対策に着目した新たな指標として特定基地局の展開率(別表第二 三/別表第三 一(1))が採用されたことについては、高トラヒックエリアの整備を促進する観点から賛同いたします。 加えて、本開設指針案の競願審査項目として指定済み周波数の有無及び通信量の多寡(別表第三 一(3))が採用されたことは、事業者の割当て済同質周波数幅の考慮及びトラヒックひっ迫度の是正を図るものであり、公平競争の促進の観点から賛同いたします。	本開設指針案への賛同意見として承ります。	無

13-2	ソフトバンク株式会社	【原案】 認定開設者は、認定日から起算して十二年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率（三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのもののうち、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。）が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第三項第一号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の四分の三を超えるものに限る。）の総数を、三次メッシュ（メッシュ内の人口が多い順に全国で一番目から一万三千二百五十番目までのものに限る。）の総数で除した値をいう。以下同じ。）が百分の八十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。 【意見】 本帯域は隣接帯域を使用する航空用空港面移動通信システム等への混信防止のため、当該システムの運用が見込まれる空港の用地端から一定程度の離隔距離を確保する必要があり、特定基地局の設置制限が課されています。よって、空港の近隣メッシュでは特定基地局を設置できないものと考えられることから、特定基地局を設置できない三次メッシュについては除外の上、対象メッシュリストを認定申請マニュアル公開の際に提示する等の措置を実施し、干渉調整による制限を適切に反映いただく必要があると考えます。 なお、除外メッシュの選定の際は、展開率のメッシュカバーの考え方※を踏まえてマクロ基地局を基準（空港用地端から 5km 圏内）とすべきと考えます。 ※デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 5G 普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ報告書 P. 53 “一般的なサブ 6 の基地局の場合、電波の届く範囲は基地局を中心に半径数百メートル程度であるとされていることを踏まえ、メッシュ内に基地局が設置された場合に当該メッシュが概ねカバーされたとみなす考え方である”	令和 6 年 6 月 12 日から 7 月 22 日まで意見募集を行った「電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案」により改正予定の電波法関係審査基準において、5, 030MHz から 5, 150MHz までの周波数の電波を使用する航空用空港面移動通信システムの無線局との混信その他の妨害の防止のため、4. 9GHz 帯を使用する特定基地局は、空港用地端から一定程度の離隔距離を確保することが必要とされています。 空港用地からの適切な離隔距離を確保するため特定基地局の開設が困難なメッシュについては、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外することが適当であり、ご指摘を踏まえ、本開設指針案の規定の修正を行います。 なお、同審査基準では、スモールセル基地局は、最低 4. 1km、マクロセル基地局は、最低 5 km の離隔距離を確保することが必要とされていますが、広範なエリアカバーを実現し、周波数の有効利用を図る観点からは、対象から除外するメッシュは最小限とすることが望ましいことから、空港用地端から 4. 1km 以内にその全部が含まれる三次メッシュについて、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外することとし、除外するメッシュについては、開設計画の認定申請マニュアルにおいて明示する予定です。	有
13-3	ソフトバンク株式会社	【原案】 1 特定基地局開設料の標準的な金額の下限額は、一年当たり三十四億円とする。	700MHz 帯の経済的価値を踏まえた特定基地局開設料の標準的な金額の算定では、地上テレビ放	無

		【意見】 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための開設指針においては、特定基地局開設料は新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額され、約 2.3 万局で最低金額となる考え方※が導入されていましたが、この考え方は「事業者による基地局設置等の設備投資を後押しするインセンティブ※※」となり、「電波の有効利用の観点からも適切※※」であることから、本指針（案）においても導入いただくよう要望します。 ※700MHz 帯における移動通信システムの普及のための開設指針 七 “1 特定基地局開設料の標準的な金額は、一年当たり二百八十一・三億円から開設計画に記載された認定日から起算して十年を経過した日における全国の特定基地局の開設数に百十四万円を乗じは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし得た額を減じた額を十で除して得た額（表示単位は億円とし、表示単位未満の端数があるとき、二億円を下回る場合は、二億円とする。” ※※700MHz 帯（3MHz×2）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針 5(3) P14 “開設計画で申請する特定基地局数を α と置き、「114 万円 × α」をモデルによって算定した 総額から控除することが適当である。このようにすることで、開設計画の申請者に対し、開設する特定基地局数をより多く申請するインセンティブを与えることにもなり、電波の有効利用の観点からも適切であると考えられる。”	送の受信障害対策のための携帯電話事業者が負担する費用分として、特定基地局あたり 114 万円を周波数の経済的価値の総額から控除することとしました。 本開設指針案の割当て対象の 4.9GHz 帯では、そのような事情はないことから、同様の措置は講じておりません。	
13-4	ソフトバンク株式会社	【原案】 5 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画（特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局のうち、通常受けている電力の供給が少なくとも七十二時間にわたり停止することを考慮しており、かつ、基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備について、予備の電気通信回線を設置しているものの整備に関する年度の末日ごと及び都道府県ごとの計画を含む。）及びその根拠 【意見】 昨今の災害激甚化等を踏まえれば、停電や災害発生時にも一定時間緊急通報等の重要通信が利用できる環境を構築することは喫緊の課題であると考えます。停電対策や回線冗長化は様々な構成が想定されること、また今後の技術進展によりさらに新たな構成が選択できるようになる可能性もあることを踏まえ、電源確保等の具体的な手法は限定することなく多様な手段（発電機設置を含めるなど）での実現を促進することが有効であると考えます。	基地局の長時間にわたる停電や伝送路断に対しては、地域の実情や事業者ごとのネットワーク戦略に応じて多様な手法で対策を講じていくことが有用と考えます。 電源確保等の具体的な考え方については、認定申請マニュアルにおいて明確化する予定です。	無
13-5	ソフトバンク株式会社	【原案】 6 特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局の整備に関する年度の末日ごと並びに都道府県及び市町村（特別区を含み、令和六年三月三十一日における行	都道府県及び市区町村の事務所等を含め、開設計画の作成等に必要な情報については、本開設指	無

		政区画による区域とする。以下同じ。)の事務所等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項(同法第二百八十三条第一項において適用する場合を含む。)に規定する支庁及び支所をいう。以下同じ。)ごとの計画 【意見】 都道府県及び市区町村の事務所等について、地方自治法の規定※では事務所等の名称や所在地が確認できず開設計画策定時に対象となる事務所等を特定することが難しく、更に地方公共団体による指定追加や変更の可能性もあることから、対象となる事務所等の一覧を認定申請マニュアル公開の際にご提示いただくようお願いいたします。 ※地方自治法 第四条 “地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。”	針案に係る電波監理審議会の答申後、開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表する予定です。	
13-6	ソフトバンク株式会社	【原案】 認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県に一以上の特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)を開設する計画を有していること 【意見】 本帯域の利用は既存登録人等の移行が前提となるため、新免許人は移行を促進し特定基地局の開設が可能となった箇所から順次特定基地局を開設していくこととなりますが、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集(5G中継局等の導入及び4.9GHz帯における5Gの導入等に向けた制度整備)において既存登録人等の周波数利用期限を令和18年3月31日とする案が示されており、絶対審査基準として示された「認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末」は周波数利用期間中で利用期限まで5年程度を残した移行途上の時期で設定されています。 一方、5GHz帯無線アクセスシステムの既存登録人等には、国、都道府県及び市区町村が存在し、防災関係などの重要なシステムに当該帯域を活用して都道府県全域を広くカバーし、使用期限満了まで利用を継続する可能性も想定されることから、本帯域の既存登録人等の移行に寄り添った移行計画の策定や実行を行う上でも基地局開設に係る絶対審査基準で十分配慮いただく必要があると考えます。 具体的には、過去の開設計画において公共性が高い既存システムの移行を行う場合の開設要件は使用期限満了後のタイミングで設定がなされていること※から、本開設計画もこれに準じて、使用期限満了後の特定基地局の開設を条件とすることが望ましいと考えます。 仮に、使用期限満了前の開設を義務付ける場合、既存システムの公共性を踏ま	終了促進措置を行い、使用期限よりも前倒しでの周波数移行を促しながら、特定基地局の早期の展開を図ることは、周波数の有効利用に資するものです。 これまでの終了促進措置において実際に要した移行期間を踏まえ、本開設計針案では、認定日から起算して6年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県において1局以上の特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)を開設する計画を有することを絶対審査基準としており、本開設計針案の記載については、原案のとおりとさせていただきます。 なお、円滑な周波数移行を進めるに当たっては、認定開設者において、既存無線局の登録人等に対し、丁寧に協議を進めていくことが重要と考えます。	無

		え、①総合通信局管内での開設義務、②屋内等に設置する特定基地局の許容等（2. 3GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための開設指針と同様）の要件緩和を検討、若しくは③移行に起因して特定基地局設置が困難な場合の総務省殿等による仲裁、④開設期限の延長等の救済策の導入を検討いただく必要があると考えます。 ※第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（1. 7GHz（東名阪以外））では既存登録人等の周波数使用期限から 2 年経過後の「認定日から起算して七年を経過した日」の 5 G 基盤展開率を絶対審査基準として規定		
13-7	ソフトバンク株式会社	【原案】 2 認定日から起算して十二年を経過した日の属する年度末における計画において全国における特定基地局の開設数がより多いこと。 【意見】 本指針（案）の審査基準は「より多くの人々が「5 G ならでは」の通信を実感できるよう、まずは、人口が多いエリアにインフラ整備」かつ「多様な既存利用者のシステム移行に配慮しつつ、広範なエリアカバーを実現」すること等を主旨として策定され、審査項目として「特定基地局の展開率」と「特定基地局の開設数」が採用されているものと認識しております。 特定基地局の開設ではスモール基地局とマクロ基地局の活用が想定されますが、一般的に両者はエリア面積比で 10 倍以上の差があり、Sub 6 帯の電波伝搬距離を考慮して新たに採用された「特定基地局の展開率」で指定されている三次メッシュ内をより隙間なくカバーする為の優位性に大きな隔たりがあります。 しかしながら「特定基地局の開設数」の項目では、スモール基地局とマクロ基地局に関係なく基地局数の多寡のみで評価がなされる指針案となっており、1 局当たりのエリアカバーを考えた場合、コストが低く且つ非効率なスモール基地局を活用した方が結果として有利な評価を得ることになるため、電波の有効利用の観点からも望ましくありません。 従って、開設数の評価においても今回の審査基準の主旨に則ったものするために、スモール基地局とマクロ基地局の構成等を評価できるような評価係数を設けることが適切と考えます。 具体的には、令和 6 年 3 月の情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告において、隣接帯域の無線航行衛星システム宇宙局との干渉検討の結果、設置可能な基地局数※の目安としてスモール基地局 47, 464 局、マクロ基地局 34, 813 局が示されていることから、少なくともその基地局数を基に算出したマクロ基地局 1 基地局に対してスモール基地局を 0.7 局程度で評価する評価係数を設けることを要望いたします。 ※不要発射の強度が 10dB 改善した場合	特定基地局を広範なエリアに展開し、より多くの利用者がサブ 6 による高速通信を実感できるようにする観点から、特定基地局の展開率を比較審査項目としています。一般に、トラヒックや設置場所の事情に応じて、マクロセル基地局とスモールセル基地局を組み合わせながらネットワーク整備を進めていくものと承知しております。 また、より多くの基地局を設置し、稠密なエリア展開を行うことは、周波数の有効利用に資するものであることから、比較審査項目 B では、特定基地局の開設数により判定することとしています。 したがって、本開設指針案の記載については、原案のとおりとしますが、いただいたご意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。	無
13-8	ソフトバンク株式	【原案】	本比較審査項目では、対応する	無

	会社	7 認定日から起算して六年を経過した日の属する年度末における、特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局のうち、通常受けている電力の供給が少なくとも七十二時間にわたり停止することを考慮しており、かつ、基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備について、予備の電気通線を設置しているものの無線設備の設置場所の数がより多いこと 【意見】 過去の認定申請マニュアルにおいて基地局の設置箇所の定義が規定※されていますが、本項目の「無線設備の設置場所」についても、同一箇所複数周波数の対策がなされた場合には対策周波数の数ではなく設置箇所の数でカウントされるものと考えています。 ※700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定申請マニュアル（2）ア P17 “送信設備の設置場所ごとに、開設局を1局とカウントしてください。なお、セクタや周波数ごとに分けて免許を受ける場合であっても、送信設備の設置場所が同じであれば1局とみなします。”	周波数帯の数にかかわらず、無線設備の設置場所の数により判定することとしています。具体的なカウント方法については、認定申請マニュアルにおいて明確化する予定です。	
13-9	ソフトバンク株式会社	【原案】 従来の考え方に基づき算定する場合、周波数の経済的価値の算定において、使用国数が少ないことが、周波数の経済的価値を大きく減らす方向で作用する。 しかしながら、近年、オープンRANの導入等により様々なベンダの機器やシステムが流通するようになっており、その結果、機器の仕様の国ごとの差異は小さくなる一方で、グローバルな流通量の大きさが機器の調達の容易さにより影響するようになってきている。したがって、使用国数が、必ずしも機器調達の容易性に結びつくとはいえない状況となっており、機器調達の容易さは、使用国の経済規模のみで判断することが可能であると考えられる。 また、今回割当てを行う 4.9GHz 帯が属する n79 バンドは、一部（4.5GHz 帯）がすでに携帯電話事業者に割り当てられており、当該携帯電話事業者は、現に、機器を調達して当該周波数帯を積極的に活用している状況である。 したがって、今回の 4.9GHz 帯の周波数帯の補正（エコシステムを反映するための補正）については、使用国数については考慮せず、使用国の経済規模のみに着目して係数を算定することが適当である。 【意見】 本算定方針案では原案に記載されている“オープン RAN の導入等による機器調達の容易さ”、“国内での当該帯域の導入実績”を理由として、従来採用されていたエコシステム補正のうち使用国数の考慮が除外されたものと理解しています。 今後、このような算定結果に大きく影響する算定方式の変更や新たな考え方を採用する場合は、予見性の観点からもあらかじめ関係事業者から意見を聴く場等	考え方 11-3 のとおりです。	無

		を設定いただくことを要望します。		
13-10	ソフトバンク株式会社	事業者が申請内容について十分検討できるよう、開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただくようご配慮をお願いいたします。	本開設指針案に係る認定申請マニュアルについては、本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに公表する予定です。	無

（注意事項）その他、記載明確化のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

令和 6 年 8 月 2 7 日

放送法施行規則の一部を改正する省令案
(令和 6 年 8 月 27 日 諮問第 13 号)

[放送法の改正に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(隅田課長補佐、千葉係長)

電話：03－5253－5777

放送法施行規則の一部を改正する省令案

（放送法の改正に伴う制度整備）

1 諮問の概要

第 213 回通常国会において成立した放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）は、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、（１）インターネットを通じて放送番組及び番組関連情報の配信を行う業務を協会の必須業務とするとともに、（２）民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する協会の協力義務を強化する等の措置を講ずるものである。

本件は、上記（１）に係る制度整備のため、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号。以下「規則」という。）の一部改正について諮問するものである。

2 改正概要

規則について以下のとおり改正する。

※必要的諮問事項はゴシック体

- | | |
|---|---------------|
| （１）放送番組の見逃し配信を行う期間の規定 | 【規則第 10 条の 2】 |
| （２）試行的受信における品質制限措置の規定 | 【規則第 14 条の 2】 |
| （３）番組関連情報配信業務に係る業務規程の記載事項等の規定 | 【規則第 10 条の 3】 |
| （４）受信契約の条項に定める事項（特定必要的配信の受信について、他の者に視聴させ、又は閲覧させることを目的としているか | |

否かに係る基準)の追加

【規則第 23 条第 3 号】

(5) 必要的配信業務に係る経理において明らかにする事項等の規定

【規則第 32 条第 2 項及び別表第 2 号から第 4 号まで】

(6) その他の規定の整備 (法改正に伴う引用条項や用語の整理等)

【規則目次、第 13 条、第 14 条、第 14 条の 3 から第 14 条の 5 まで、第 18 条、第 21 条から第 24 条まで、第 27 条、第 30 条、第 32 条第 1 項、同条第 3 項から第 7 項まで、第 34 条、第 55 条の 2 及び別表第 2 号から第 4 号まで】

3 施行期日

改正法第 2 条の施行の日 (令和 6 年 10 月上旬公布、令和 7 年 10 月 1 日施行予定)

4 意見公募の結果

本件に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 6 年 7 月 10 日 (水) から令和 6 年 8 月 8 日 (木) までの期間において実施済みであり、12 件の意見の提出があった。

放送法施行規則の一部を改正する省令案 説明資料

令和 6 年 8 月
総務省情報流通行政局

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化 ⇒ 放送法施行規則（省令）の改正（今回諮問）

（1）必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

（2）番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

（3）受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化 ⇒ NHKの定款変更（前回諮問済）

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

意見募集期間: 令和6年7月10日(水)～8月8日(木)
今後の予定: 10月上旬公布

(1) 放送番組の見逃し配信を行う期間の規定 新規諮問事項

- ✓ 放送番組の見逃し配信を行う期間について、放送の日から一週間と規定

(必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間)

第十条の二 法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。

(2) 試行的受信における品質制限措置の規定 新規諮問事項

- ✓ 配信する放送番組等の影像に試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報の表示(メッセージ表示)等
- ✓ 公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報(例: 災害関連情報)については必要最小限度の措置によることが可能

(配信の品質制限措置)

第十四条の二 法第二十条の三第十項の総務省令で定める措置は、次のいずれかとする。

- 一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報(法第二条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。)について、当該試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成する影像(文字、図形その他の影像を含む。)に相当程度の大きさにより常に表示する措置
 - 二 前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置
- 2 協会は、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に掲げる措置に代えて、利用者が当該放送番組及び当該番組関連情報について、試行的受信措置を講じたものであることが分かるために必要な最小限度の措置によることができる。

(3) 番組関連情報配信業務に係る業務規程の記載事項等の規定

(4) 受信契約の条項に定める事項※の追加

※ 特定必要的配信の受信について、他の者に視聴させ、又は閲覧させることを目的としているか否かに係る基準

(5) 必要的配信業務に係る経理において明らかにする事項等の規定

(6) その他の規定の整備(法改正に伴う引用条項や用語の整理等)

■放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）による改正後の放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六～八 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三～九 （略）

3～13 （略）

（必要的配信業務の方法）

第二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務（以下この条において「必要的配信業務」という。）を行うに当たっては、必要的配信業務に用いられる設備（当該設備に記録された放送番組その他の情報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。）及びその運用のための業務管理体制（以下この条において「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2～9 （略）

10 協会は、特定必要的配信の普及を図るため、必要的配信業務に附随する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組及び番組関連情報の全部又は一部について、第六十四条第八項第一号に規定する受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして不適切なものとならないよう、配信の品質の制限その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

11 （略）

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:12 件(法人:5件、個人:7件)

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○法人【5件】(提出順)

東海テレビ放送株式会社、テレビ東京ホールディングス株式会社、中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ、一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会、一般社団法人日本民間放送連盟

○個人【7件】

■「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則の一部を改正する省令案について			
1	見逃し配信期間が1週間である理由がよくわからないので、もう少し長い期間を設けたらどうか。むしろ公共放送なので、コンテンツをDLできるようにしたらいいのではないか。他社との差別化をすることで、民業を圧迫してはいけないと思うが、そもそもコンテンツ産業なので、それ以外のものについてそれほど影響が出るとは思えない。むしろ放送より、情報サイトや新聞のほうが影響出るような気がする。 【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、見逃し配信の期間については、現行のNHKプラスや民間放送事業者による配信サービスにおいて、見逃し配信の期間を基本的に一週間としており、国民・視聴者の視聴習慣としても定着していると考えられることを踏まえ、一週間と規定しています。	無
2	改正省令 10 条の 2 について、法技術的観点と実態的観点から1 件ずつ意見を申し上げる。 (法技術的観点) 条文中「放送した時刻の属する日」とあるのは、「放送が終了し	今回の放送法施行規則の一部を改正する省令案による改正後の放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)案(以下「本省令案」という。)第 10 条の2については、規定がより明確なものとなるよう以下の下線部のとおり修正することといたしま	有

	た時刻の属する日」とする方が、日を跨ぐ放送番組についての規定の適用についての解釈上の疑義がなくなると思う。 (実態的観点) 民放の連続ドラマ(毎週放送型)の見逃し配信の場合、キャッチアップ視聴を促進する観点から、第1話のTVer見逃し配信期限については2週間以上確保している例がほとんどである。 視聴者の利便性向上の観点から、NHKの無料見逃し配信についても、かかる運用がなされることを要望する。 【個人】	す。 「法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。」 また、見逃し配信の期間については、現行のNHKプラスや民間放送事業者による配信サービスにおいて、見逃し配信の期間を基本的に一週間としており、国民・視聴者の視聴習慣としても定着していると考えられることを踏まえ、一週間と規定しています。	
3	●本省令案において、必要的配信業務と任意的配信業務を区分経理し、各業務に係る費用を明らかにして整理しなければならないと規定したことは妥当です。総務省には、各費用の規模の適正性を審査し、NHKが当該規定を着実に遂行しているか厳格にチェックすることを要望します。 ●特に法改正によって必要的配信業務の対象となった番組関連配信について、その内容や実施方法(費用の規模を含む)、さらに「公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置」(第13条2の6)等を業務規程の記載事項として義務付けたことは極めて適切です。総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」で現在協議が進んでいますが、放送、新聞等の民間事業者の意向に沿ったものと評価します。 ●NHKは国民・視聴者に対して、会計上の透明性を確保するという観点から、必要的配信業務の実施に要する費用の規模と明細、および任意的配信業務の費用の上限を明確にするよう規定すべきと考えます。 【テレビ東京ホールディングス株式会社】	賛同の御意見として承ります。 NHKのインターネット配信全体の費用については、その費用の規模も含め、まずは、NHKが毎事業年度の収支予算を作成する中で検討されるべきものと考えますが、NHKにおいては、国民・視聴者が支払う受信料に支えられていることを踏まえ、当該費用の規模の適正性を含め、説明責任を適切に果たしていくべきものと考えます。	無

4	番組関連情報配信業務を行う上での規定に、「業務の内容」、「実施方法」、「実施に要する費用」等とともに、「他の放送事業者の配信事業との公正な競争を確保するための措置」及び「当該措置が適切であると判断する理由」の具体的な記載が必要になったことは大変重要であると考えます。また、総務大臣に提出する業務報告書の中に、業務規程の遵守状況の記載が必要になったことは、NHK のガバナンス強化に繋がることが期待されるため、賛同します。 任意的配信業務を進める際に提出する実施計画には、配信業務の内容、実施方法、費用、料金やその他の条件の明記が必要ですが、公正な競争確保のために行う措置については省令案の中で言及されておらず、NHKの任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案において「市場の競争を阻害しないこと」という記載があるのみです。 民間放送事業者に比べて莫大な予算を抱えているNHKが自由に配信業務を行うことは民業圧迫に繋がる可能性もあるため、公正な競争確保のために行う措置は、テレビ番組の同時・見逃し配信や任意的配信業務においても、番組関連情報の配信業務と同様に、省令の中で触れられるべきであると考えます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	前段について、賛同の御意見として承ります。 後段について、まず、放送番組の同時配信及び見逃し配信については、放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第 36 号)による改正後の放送法(昭和 25 年法律第 132 号。以下「新法」という。)第 20 条第1項第3号及び第4号に基づき、原則として全ての放送番組を対象とすることとされております。 番組関連情報配信業務については、新法第 20 条の4第2項第3号において、業務規程の要件の1つとして「公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること」が規定されていることを踏まえ、本省令案第 10 条の3第1項6号において、業務規程の記載事項として、当該要件に係る措置について規定しているところです。 また、任意的配信業務については、NHKからの実施基準の認可申請を受けた段階で、今回の改定後の「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン」に基づき、具体的に判断を行っていきます。	無
5	<u>必須業務に関するネット業務の費用の詳細な開示を求めます</u> 今回の施行規則の改正案では、NHK が必須業務として実施するインターネット業務に関する費用について、「放送番組の配信に係る費用」と「番組関連情報の編集及び配信に係る費用」との非常に粗い区分による記載を求めるにとどまっています。任意業務として実施するネット業務については「コンテンツ制作業務費」や「企画費」などを費用明細表に記載するよう求めており、必須業務につい	任意業務は、その実施がNHKの判断に任されている業務であることから、法律上NHKに実施が義務付けられている必須業務の実施に支障を来すことのないよう、本省令案第 32 条第7項、別表第3号の2及び別表第3号の3において、任意的配信業務の費用明細について規定しています。 必要的配信業務のうち、番組関連情報配信業務については、新法第 20 条の4第2項第3号において、業務規程の要件の1つとし	無

	ても同水準の詳細な記載を NHK に求めるべきだと考えます。 任意業務はあくまで必須業務を補完する業務であり、適正な実施を確保するため、費用の詳細な開示は当然だと考えます。必須業務の一部である番組関連情報については、メディアの多元性を脅かすことのないよう競争評価プロセスを経ることが定められました。基礎情報として費用の詳細な開示は当然必要だと考えます。 NHK のネット業務全体を検証するためにも、費用の透明化は欠かせません。ネット業務に関する費用に関してはこれまで、予算上限に対する高止まりが指摘されてきました。年度ごとに必要な費用を洗い出して検証して予算枠を策定するなど、不断の見直しを求めます。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】	て「公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること」が規定されていることを踏まえ、本省令第 10 条の3第1項第3号において、業務規程の記載事項として、番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模について規定しているところです。なお、業務規程については、日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合（以下「準備会合」という。）の議論の整理として示されている検証の基本的な考え方の観点から、検証会議（仮）において検証されるものと認識しています。 NHKのインターネット配信全体の費用については、その費用の規模も含め、まずは、NHKが毎事業年度の収支予算を作成する中で検討されるべきものと考えますが、NHKにおいては、国民・視聴者が支払う受信料に支えられていることを踏まえ、当該費用の規模の適正性を含め、説明責任を適切に果たしていくべきものと考えます。	
6	・今般の放送法改正により、必要的配信業務と任意的配信業務の規定がそれぞれ整理されましたが、NHKは両業務の費用の規模と明細、さらに放送／配信の配賦基準を、できる限り分かりやすい形で国民視聴者に対して公表することが必要と考えます。 ・そうした観点から、省令改正案において、①業務規程に記載する番組関連情報の実施方法には、費用の規模を含む、②必要的配信および任意的配信の業務ごとに経理を区分し、各業務に係る費用を明らかにして整理しなければならない——と規定したことは妥当です。 ・なお、NHKから業務規程について届出があった際は、総務省としても公表すべきと考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	賛同の御意見として承ります。 業務規程の記載事項等については、規定位置を本省令第 13 条の2から第 10 条の3に移した上で、新法第 20 条の4に規定する競争評価のプロセスの透明性をより高める観点から、以下のとおり、本省令第 10 条の3に第3項を設けることといたします。 「3 総務大臣は、業務規程の届出があつた場合には、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、当該業務規程及び前項各号に掲げる書類を公表するものとする。」	有
日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案について			
1	今回のガイドラインで、NHK が遵守すべき事項のみが書かれて	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	いることが残念に思いました。公共放送という性格がある以上、政府がNHKの番組編集に関して介入を行わないことを明記すべきです。 また、NHK内部においても、経営を管理する部分と、番組制作の部分で徹底的に分離が図られるべきと考えます。上層部が現場の番組編集内容に口出しするといったことがないように、ガイドライン上で定めるべきだと思います。 【個人】		
2	デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会「公共放送WG」(第23回会合)において林構成員も触れられましたが、改定前ガイドラインで示されていた「協会」の「他の放送事業者」に対する協力努力義務や、地方向けの放送番組の提供努力、インターネットの活用に係る共通課題の解決に向けた他の放送事業者との協力に関する具体的な事項の規定を求める記載が削除されたことにつき伺います。 放送番組の同時・見逃し配信とそれにあたらない動画配信(任意的配信業務)を分けることとなったためとはいえ、共通配信基盤の構築・利用、共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整などといった課題に共同で取り組む必要があるという総務省検討会のとりまとめの方向にも逆行するものと誤解される恐れがあると懸念します。 多くの配信プラットフォームでは必要(必須)的にあたるもの、任意的にあたるもの、それらが併せて配信されており、課題に共同で取り組む必要は変わらないと考えます。 いっぽう、他の放送事業者(民放)によっては、それぞれ経営的な判断が分かれるところであることも理解できます。 そこで、他の放送事業者との協力に係る努力義務に関しては、	現行の放送法では、NHKが任意で行うインターネット活用業務について、民間放送事業者が行う配信業務への協力に関する努力義務等が規定されています。今回の放送法改正により、放送番組の同時配信、見逃し配信を含めインターネット活用業務として行っているNHKの配信業務の大半が必須業務化されることから、現在のインターネット活用業務に係る努力義務と同様に、必須業務においても「必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。」(新法第20条の3第11項)として努力義務を課しています。 これを踏まえて、「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案」(以下「本ガイドライン案」という。)は新法における任意的配信業務を対象とするものであることから、関係記載を削除するものですが、NHKによる民間放送事業者等が実施する配信業務の円滑な実施に必要な協力を行うべき責務は、新法第20条の3第11項の規定に基づき、NHKが必要的配信業務を遂行していく中でより適切に果たされていくものと考えます。	無

	その必要性を改定前ガイドラインの趣旨を反映し残していただきたいと考えますが、改正法第 20 条 7 の規定を引いて、「他の放送事業者から求めのあつたときは・・・(協会が)応じなければならない」というような記載に変更していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。 【東海テレビ放送株式会社】	
3	●現行の NHK「インターネット活用業務実施基準」では、受信料財源業務の実施に要する費用は「年額 200 億円を超えないもの」と規定され、同実施計画において費用明細表の作成・情報開示等に努めるものとしています。 本ガイドライン改正案においても、「任意的配信業務が過大な費用を要するものでないこと」を認可要件とし、その審査基準として、「受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること」「任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること」と規定したことは妥当です。 ●しかし、「適切な規模」の範囲は不明瞭で拡大解釈が可能なことから、総務省から NHK に対して実施基準において上限を明示するよう求めるべきと考えます。受信料を負担する視聴者の理解を得て、競合する民間事業者との公正な競争を阻害しないためにも節度を持ち、抑制的な運用を期待します。 ●総務省が想定する任意的配信業務の具体的なサービス内容や対象範囲について明確に示すことを要望します。NHK は 2022 年 4 月から 5 月にかけて、放送番組やアーカイブ映像にデータ分析や AI 等の最先端技術を組み合わせたインターネット特有の新たなサービスの実証を行いました。放送とは切り離れた独自サービスの提	前段について、賛同の御意見として承ります。 任意的配信業務の費用上限については、本ガイドライン案(第4認可要件の項目ごとの具体的な審査基準4(1))においても、「実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要」である旨を規定しており、実施基準において明示されることとなります。 なお、任意的配信業務の具体的なサービス内容等については、新法及び本ガイドライン案の規定に基づき、NHKにおいて検討されるものと承知しています。

無

	供は民間事業者への影響は不可避であり、最大限の配慮が必要です。 【テレビ東京ホールディングス株式会社】		
4	<u>審査要件として、メディアの多元性、放送との同一性を明文化するよう求めます</u> 当委員会はこれまで、NHK のネット業務を検証する上で、「メディアの多元性」を重視するよう求めてきました。特殊な負担金である「受信料」を財源とする NHK と、購読料や広告収入等で運営する民間のメディアとは財政基盤が異なり、「公正な競争」は成り立ちえないと考えるためです。番組関連情報について定める「業務規程」の検証でもメディアの多元性を重視する方針が示されました。 今般示された「任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン」では、認可要件の具体的な審査基準として、「市場の競争を阻害しないこと」などが提示されましたが、趣旨をより明確にするため、任意業務の認可要件に、「メディアの多元性確保」を明記するよう求めます。 あわせて、業務規程の検証に当たっては、NHK と総務省の双方の競争評価プロセスにおいて、「放送と同一の情報内容、同一の価値」を重視する姿勢が示されています。業務規程の検証に関する考え方として、明文化すべきだと考えます。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】	「メディアの多元性確保」については、NHK が放送番組の番組関連情報等の提供を継続的・安定的に行うことを新法により必須業務化するにあたり、公正な競争環境のもとで、放送の二元体制を含むメディアの多元性を確保する観点から、公共放送ワーキンググループ及び準備会合において検討を行い、「業務規程」の検証の基本的な考え方として示されたものです。 他方、本ガイドライン案の対象は、新法第 20 条第2項第2号及び第3号に規定する任意的配信業務であるところ、当該業務に係る実施基準は、NHK からの認可申請を受けて、総務大臣が本ガイドライン案の審査基準(第4 認可要件の項目ごとの具体的な審査基準 1(2)「市場の競争を阻害しないこと」等)に基づき判断することから、その過程において「メディアの多元性確保」は果たされるものと考えます。 なお、「業務規程の検証」については、準備会合の議論の整理として示されている検証の基本的な考え方の観点から「検証会議(仮)」で行われるものと認識しています。	無
5	・NHKは現行のインターネット活用業務実施計画において、放送法上の努力義務(第 20 条第 17 項)に基づき、他の放送事業者が行う配信業務への協力として、▽テレビ番組配信サービス「TVer」への既放送番組の提供、▽インターネットラジオ「radiko」への放送中番組の提供——を明記し、更なる連携に取り組む旨も述べています。 ・改正放送法(第 20 条の3第 11 項)では、この努力義務は必要的	新法第 20 条の3第 11 項に係る考え方については御理解のとおりです。 なお、NHKに積極的な協力を期待するものとして例示された「TVer」及び「radiko」は、放送番組の同時配信、見逃し配信を中心としたサービスであると認識していますので、NHKは新法第 20 条の3第 11 項の規定に基づき、必要的配信業務を遂行していく中で民間放送事業者等に協力・連携していくことが期待されます。	無

	配信業務の実施に関するものと整理されたため、任意的配信業務に関する本ガイドライン案では関係部分が削除されていますが、NHKは民放の求めに応じ、「TVer」および「radiko」に対し、より積極的な姿勢で協力することを、毎年度の業務計画などにあらためて明記し、遂行していただきたいと考えます。 ・現行のNHKインターネット活用業務は、同実施基準において受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限（現状：200 億円）が定められ、同実施計画において費用の明細を公開する仕組みとなっています。 ・ガイドラインの改定後も、任意的配信業務が過大な費用を要するものでないことを認可要件とし、その審査基準として、▽受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること、▽任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること——を規定したことは妥当です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	後段について、賛同の御意見として承ります。	
全体意見・その他の意見			
1	NHK は、公共放送事業体であるのであるから、無料とすべき。テレビを置いている家庭から追い剥ぎのように取り立てるのは言語道断。それができないのであれば、解体すべき。 【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 現行の受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えます。 また、NHKにおいては、受信契約の勧奨を含めた各種手続等を行う際には、国民・視聴者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行	無

		うべきと考えます。	
2	そもそも、テレビがあっても NHK を視ない人からも受信料を徴収していることがおかしいと思います。 インターネット配信はアプリからでしか視られないようにして契約者から料金を徴収するのはいいと思います。 合わせて、テレビ所有者全員が視られる状態ではなく、契約者しか視られないようにしてもらえると不平、不満をいう人は減ると思います。 そちらのご検討もよろしくお願いいたします。 【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送し、地方向け番組も提供すること等、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。視聴の対価として料金を支払うこととするいわゆるスクランブル化については、NHKが、このような公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えます。	無
3	SNS による偽情報などの問題が深刻になっている中で、日本の公共放送である NHK の重要性は日に日に増していると思います。最近ではテレビを使わず、インターネットから情報を得ている人も多いので、ネット経由での NHK 視聴がきちんと法的に位置づけられるのは素晴らしいことだと思います。 【個人】	賛同の御意見として承ります。	無
4	pdf ファイルの文字が小さく、とても読みづらいです。放送という、すべての国民に影響する事項です。とても目の良い人にしか読めないのは残念です。ルビ付き/ルビ無しのテキストファイルでも配信するなど、多くの国民が今回の改正について議論できるような方法を今後はとっていただきたいと思います。 【個人】	今後の参考とさせていただきます。	無

令和 6 年 8 月 2 7 日

デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書（案）
（令和 6 年 8 月 2 7 日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松田課長補佐、森係長）

電話：03－5253－5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

（小橋課長補佐、河口主査）

電話：03－5253－5909

総務省総合通信基盤局移動通信課

（武田課長補佐、長嶋係長）

電話：03－5253－5893

社会の変化を踏まえ、電波を徹底活用してワイヤレスサービスの可能性を最大限発揮し、創造性と多様性、安全・安心に満ちた、電波の利用者にとって有益で（Useful）電波ビジネスの提供者にとって付加価値のある（Valuable）社会に変革（WX）。都市も地方もワクワクするワイヤレス新時代を実現するための戦略。

1 社会の変化と電波利用の拡大

1-1 社会の変化

① 社会構造

- 少子高齢化、人口の減少
- 情報通信産業のGDPの停滞

② 個人生活

- Well-beingや多様性の重視
- リスキリング・リカレントの重視

③ 安全・安心

- 地震・水害などの脅威
- 経済安全保障の重視

1-2 電波利用の拡大

① 電波利用の普及

携帯電話等の無線の普及

全国の5G人口カバー率96.6%（令和4年度末）など、無線が日常生活に深く浸透。

ライフラインとしての重要性の増大

電気通信事業とあわせて、消防、救急、航空、列車、警察、海上保安等においても幅広く利用。

② 無線技術の多様化

衛星コンステレーション：開発・展開が欧米企業を中心に進展。衛星と携帯端末の直接通信に向けた検討が進展。

HAPS：WRC-23において周波数分配が決定。実用化に向け、無線設備や機体の技術開発が進展。

Beyond 5G：国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るため、我が国発の技術確立し、社会実装や海外展開を目指した研究開発を実施。

ローカル 5G：ユースケースの実証、柔軟な運用に向けた制度改正を実施。

③ 無線活用分野の拡大

- ・ スマホやタブレット、Wi-Fiなど生活の隅々に浸透
- ・ センサー、遠隔操作などを活用したスマート農業や医療、建設、物流などの利用産業の拡大
- ・ 携帯電話の復旧などへの衛星・ドローンの防災活用
- ・ V2Xやセンサーによる自動運転
- ・ 無線通信を活用した空飛ぶクルマなど、ワイヤレスネットワークを活用する分野が拡大。→ワイヤレス産業と関連産業の構造変化

スマート農場



遠隔医療



スマート物流



防災ドローン



（出典）（株）NTTドコモ

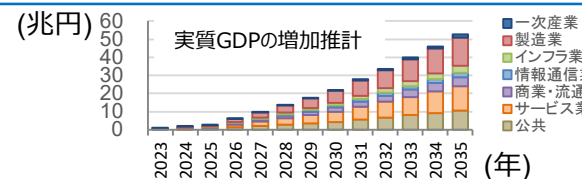
周波数がひっ迫し、周波数共用のための調整や新規周波数確保のための既存無線局の移行の必要性の高まり

2 ワイヤレス新時代の実現（ワイヤレスサービスが拓く未来）

ワイヤレスサービスは引き続き重要なインフラでありつつ、B2BやB2B2Cなどを通じて、産業構造を変化させ、生活やビジネスが創造性と多様性に満ちたものに変革（ワイヤレストランスフォーメーション）した新たな未来を実現する。

① Business Innovation

- ・ 無線通信・センサーの活用による遠隔操作や自動化が普及。
 - ・ NTNなどにより海・空・宇宙領域のビジネスも拡大。
 - ・ 異業種連携により新産業やイノベーションが創出。
 - ・ ビジネスが高度化し、多様なプレイヤーと先進的なサービスにより世界の市場を席巻。
- 推計として、ワイヤレス関連産業の成長により、2035年までに実質GDPが545兆円（2022年）から約53兆円押し上げられる。



② Life Diversity

- ・ ワイヤレスにより時間的・空間的な制約がなくなることで自由度が広がり、どこにいても希望する教育・医療を受けたり、自分の能力を発揮する仕事が可能。
- ・ 自動運転等により革新的なモビリティが実現し、地域の魅力的な食・暮らし・趣味・人との触れ合いを満喫。
- ・ 多様なワイヤレスサービスで様々な地域課題を解決。
- ・ 地方や都市で真に豊かでワクワクする暮らしが実現。

自動運転システム



空飛ぶクルマ



③ Trusted Connectivity

- ・ 宇宙空間の戦略的活用やワイヤレスネットワークの強靱化などにより、災害等が起きても身近な人とつながる安心した暮らし。
- ・ ワイヤレスセキュリティ技術の実装により、意識しなくても、安心なサービスを実現。
- ・ 予想できない不確実な出来事(災害、ウイルスなど)においても、産業や暮らしの継続が出来る世界。



HAPS

電波の利用拡大とワイヤレスサービスが拓く未来を速やかに確実に実現するためには新しいサービスの導入のための制度整備や周波数逼迫への対応などが必要

3 将来に向けた電波有効利用のための目標設定と政策の柱

3-1 デジタルビジネス拡大に向けた目標設定

- ① サブ6・ミリ波、Stand Aloneによる5G整備目標を設定（2027年度までにミリ波基地局数5万局）
- ② トラヒック需要拡大に対応するためのBeyond 5G、NTN等の周波数を確保（2040年時点※で約70GHz幅）

※2023年末時点では約27GHz幅を確保済み

3-2 将来に向けた電波有効利用のための政策の柱（RADIOイニシアティブ）

Rapid expansion

Dependable/Reliable

① NTNをはじめ陸・海・空・宇宙といったあらゆる空間における電波利用の急拡大への対応

- 1) 新たな無線システムを導入しやすい免許制度の整備・無線従事者資格の見直し
- 2) 実験促進エリアの設定によるミリ波をはじめとした高周波数帯利用の加速
- 3) HAPSや衛星コンステレーションによるNTNの実用化の加速

re-Allocation

spectrum user fee
Income/Outlay

③ インフラとしてのワイヤレスネットワークを安全・安心に、安定して利用できる環境の整備

- 1) 携帯電話基地局の耐災害性強化
- 2) 高い周波数などの利用拡大を踏まえた電波監視の強化
- 3) 経済安全保障の観点も踏まえた安定的なサービス提供の確保

② 周波数ひっ迫の中で需要が急増する電波の柔軟な利用のための移行・再編・共用

- 1) 周波数移行・再編の加速（条件付オークションの収入の活用などを含む）
- 2) 周波数共用・調整のための新しい仕組みの確立
- 3) AIを用いた周波数調整の効率化

④ デジタルビジネス拡大の源泉となる電波の適正な利用を確保するための電波利用料制度

- 1) 電波利用料の総額規模及び料額算定の基本的な枠組みを維持
- 2) 耐災害性強化等の新たな使途の追加の検討
- 3) 新たなシステムの導入や周波数の利用状況を踏まえた見直し

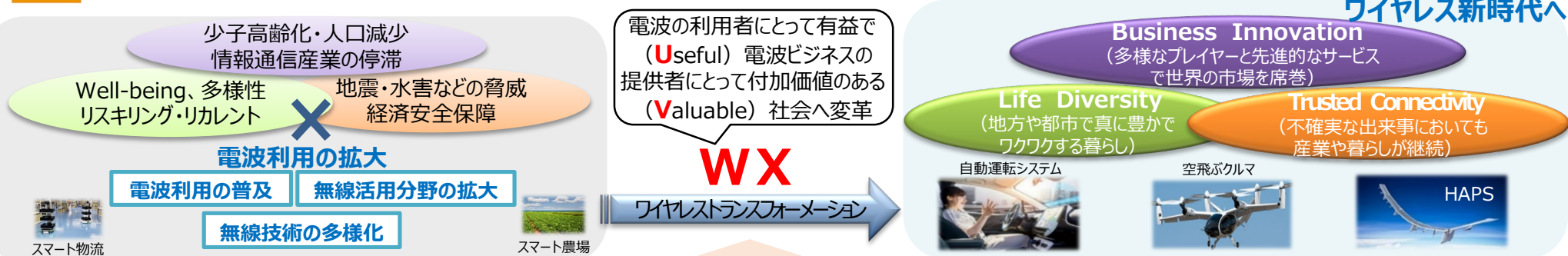


WX推進戦略アクションプラン ～「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書を踏まえた総務省の取組～

資料10-2

電波監理審議会（第1132回）報告資料

ワイヤレス新時代へ



「**RADIO**イニシアティブ」を踏まえて、WXを推進するための総務省の取組内容を具体化

陸・海・空・宇宙など

あらゆる空間における電波利用の急拡大への対応

Ⓡapid expansion

<どこでも使えるように>

5 Gインフラ整備の推進

- 「5 Gならではの」通信を実感してもらうための**5 Gの新しい整備目標**を設定

NTN等の実現に向けた制度整備

- 2024年内を目途に、**携帯電話と衛星の直接通信**の技術基準等を整備
- HAPS（上空の基地局）の2026年導入**に向け、2025年度内に制度整備
- ローカル5 G等の上空・海上利用**のための制度整備を2024年度から順次実施

電波産業の活性化

- 電波を宇宙空間で積極的に受信する場合など、**IoTの宇宙利用における制度的な課題の把握**を速やかに実施
- 地域の多様なユースケースに対応するための**地域BWA・ローカル5 G等の活性化**方策について速やかに検討、順次実施

<手軽に使えるように>

電波利用拡大に向けた免許制度

- 混信防止を担保しつつ、ローカル5 G等の手続が簡素化等された**新たな免許制度**を速やかに検討・整備
- より簡易な手続で取得可能な**資格創設**を速やかに検討
- 技術基準への適合性担保**のための仕組みの簡素化等を速やかに検討

社会実装も見据えた研究開発等の推進

- 手続が簡素化された新たな実験試験局**のための制度改正を2025年度内を目途に実施

デジタル技術活用による手続効率化

- 電子申請等の段階的な義務化**とともに、**電子免許状等**を導入するための制度整備を速やかに実施

周波数ひっ迫の中で需要が急増する

電波の柔軟な利用のための**移行・再編・共用**

re-Ⓐllocation

<スピーディーに使えるように>

周波数移行・再編の加速

- 国が主体となる**周波数移行・再編の新たなスキーム**を2025年内に導入
- 高周波数帯における**条件付オークションの導入**を目指し、関連法案を早期に国会に提出

周波数共用・調整の促進

- 運用調整機関の活用による**干渉調整を実施しやすくする方策**を速やかに検討
- AFC（周波数調整の自動化）の検討を進め、**無線LANの周波数拡張**に向けた技術的条件を2025年度中を目途にとりまとめ

インフラとしてのワイヤレスネットワークを
安全・安心に、安定して利用できる環境の整備

Ⓛependable/
Reliable

<いつでも使えるように>

自然災害への対応

- 携帯電話基地局の耐災害性強化**策を速やかに検討
- 災害対策用移動通信機器の更なる整備及びその貸出し体制の拡充**に向けた検討を2024年度内に開始

電波の適正利用の推進

- 意図せず発射される混信等の増加に対応するため、2025年度にかけて**移動監視の在り方に関する調査検討**を実施
- 水上の構造物等による**重要無線通信の遮断を防ぐための制度整備**を2024年度内に検討し、速やかに実施

デジタルビジネス拡大の源泉となる**電波の適正な利用を確保するための電波利用料制度**

- 電波利用料の料額や電波利用共益事務の見直しに関する法案**を早期に国会に提出

spectrum user fee
①ncome/②utlay

＜どこでも使えるように＞

○ 5Gインフラ整備の推進

- より多くの人に「5Gならではの」通信を実感してもらうため、5Gの新しい整備目標を設定
 - 新目標1：サブ6周波数帯（3.6GHz～6GHzの周波数帯）における新しいインフラ整備目標の設定
 - 2027年度までに高トラフィックエリアの80%のカバーを全社共通の目標とし、将来的には概ね全てのカバーを目指す。
 - 新目標2：ミリ波（28GHz等の高い周波数帯）周波数帯における新しいインフラ整備目標の設定
 - スポット的に利用されるミリ波について、インフラシェアリングを活用しつつ、2027年度までに5万局（4者合計）を整備。
 - 各社からロードマップ、具体的な整備スポット、活用事例等が記載された「ミリ波活用レポート」の提出を受け、総務省がその概要を公表。
 - 新目標3：SA（スタンドアロン：多数同時接続や超低遅延といった高度な機能が実現できる5Gネットワーク）普及のための新しいインフラ整備目標の設定
 - 今後整備するサブ6・ミリ波の基地局は、原則として全て、将来的にはSA（スタンドアロン）方式対応可能な基地局での整備を目指す。
 - 各社からロードマップ、具体的な整備スポット、活用事例等が記載された「SA活用レポート」の提出を受け、総務省がその概要を公表。
 - 新目標4：災害対策のための新しいインフラ整備目標の設定
 - 災害時の拠点やコミュニティの中心となる都道府県庁及び市区町村の本庁舎について、2025年度末までの5Gによるカバレッジを目指す。
- 整備目標については、基本的に3年ごとの見直しを行う
- 毎年度、利用者にわかりやすく誤解を招かないような形で、携帯電話事業者ごとに低い周波数帯から高い周波数帯まで5G整備の進捗状況を公表
- 携帯電話利用者が5G用に割り当てられた周波数帯であることを正しく認識できるよう、スマートフォンの画面上において従来の「5G」と区別して新たに「5G+」と表示することについて、早期の実装に向けて、携帯電話事業者その他関係者における検討を促進
- インフラシェアリング市場の活性化のため、速やかに関係者からヒアリングを行い、事業環境の実態を明らかにした上で、必要に応じ、公正な事業環境の議論・対応を検討

＜**どこでも**使えるように＞

○NTN（非地上系ネットワーク）等の実現に向けた制度整備

（HAPSや衛星コンステレーションによるNTNの実用化の加速）

- ・ 携帯電話端末と衛星の直接通信の早期導入に向けて、2024年内を目途に技術基準等を整備
- ・ HAPS（上空の基地局）の2026年の国内導入に向け、2025年大阪・関西万博を含む技術実証を進め、所要の制度整備を2025年度内に実施
- ・ HAPSの社会実装・海外展開に向けた研究開発に対する継続的な支援を引き続き実施

（無線システムの上空・海上利用の拡大）

- ・ ドローンや空飛ぶクルマを念頭に、4 G・5 G及びローカル5 Gの上空利用について、他の無線システム等への混信を防止しつつ利用するための検討を引き続き実施
- ・ ドローンによる上空利用をはじめ5 GHz帯における無線LAN利用拡大に向けた検討を進め、2024年度内を目処に制度整備
- ・ ローカル5 Gの海上利用を可能とする制度整備を2024年度内に実施

○電波産業の活性化

（宇宙分野をはじめとした多様なプレイヤーの参入促進）

- ・ 電波法令や国際的な取決めにに関する宇宙分野向けガイドラインを順次拡充
- ・ 宇宙ビジネスへの新規参入者も含め民間事業者が円滑にビジネスを開始できるよう、周波数確保のための国際調整を支援する方策等の検討を推進
- ・ 920MHz帯等の免許不要の無線局から発信された電波を宇宙空間において積極的に受信する場合など、IoTの宇宙利用における制度的な課題の把握を速やかに実施

（人材育成・確保）

- ・ 無線従事者制度の活用や新たな資格制度の検討を通じて、ワイヤレスとICTの双方を理解した人材を育成する方策について速やかに検討

（地域における無線利用の活性化）

- ・ 地域における多様なユースケースに対応するため、地域BWAやローカル5 G等の無線通信利用の活性化方策について速やかに検討し、可能なものから順次実施
 - ✓ 地域における無線通信利用について、詳細な利用状況やニーズ・課題等を速やかに把握
 - ✓ 運用調整機関を活用したローカル5G免許手続の簡素化・迅速化に向けた制度改正を2025年度内に実施

1. 陸・海・空・宇宙などあらゆる空間における電波利用の急拡大への対応（続き）

＜手軽に使えるように＞

○ビジネス・暮らしにおける電波利用拡大に向けた免許制度

- 混信のおそれがないことを担保する仕組みとともに、手続等が簡素化・迅速化・柔軟化された新たな免許制度を速やかに検討・整備
 - ✓ 通信需要に応じた機動的な基地局開設や免許手続の効率化に向けて、共用周波数を使用する携帯電話用基地局について、一定の条件を満たすものについては、包括免許の対象とすることや免許変更を届出とすることなどの免許手続簡素化を速やかに検討
 - ✓ 運用調整機関を活用したローカル 5 G 免許手続の簡素化・迅速化に向けた制度改正を2025年度内に実施（再掲）
 - ✓ 5.9GHz帯V2X通信に係る実験試験局の免許手続の迅速化・円滑化について、「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会」の検討結果も踏まえ、制度改正に向けた検討を実施
- 無線従事者制度の資格区分の見直しや、より簡易な手続で取得可能な資格創設を速やかに検討
 - ✓ 今後、外部有識者による検討会を開催し、無線従事者制度の見直しの方向性について検討を行い、2024年度までに結論を得、2025年度内を目途に制度改正を実施
- 新たなサービスやビジネスの拡大や技術進展に対応するため、技術基準への適合性担保のための仕組みの簡素化等を速やかに検討
 - ✓ 新たに展開される国内外のサービスやビジネスの拡大のために、必要最小限で簡素化された技術基準を定めることによる技術基準適合証明に係る試験項目の簡素化など認証手続の簡素化等を速やかに検討
 - ✓ 新しい技術基準に対応するためのソフトウェアアップデートを行う場合における技適マークの表示方法について速やかに調査検討
 - ✓ 技術基準への適合性を評価するための特性試験について、測定機器の高機能化や国際的な整合性を踏まえた効率的な試験方法を速やかに検討

○社会実装も見据えた研究開発・実証試験の推進

- Beyond 5Gの早期実現等に向けて、「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」最終答申（2024年6月情報通信審議会）も踏まえ、電波利用料や情報通信研究開発基金による研究開発を引き続き推進
- 研究開発や技術試験事務の成果を社会実装に円滑につなぐための総合的な方策について速やかに検討し、可能なものから順次実施
 - ✓ 28GHz帯ローカル5Gなど高い周波数帯の利用促進のため、手続が簡素化された新たな実験試験局制度のための制度改正を2025年度内を目途に実施
 - ✓ 「Beyond5G新経営戦略センター」を核とした産学官の連携による標準化・知財活動等をリードする人材育成、産業連携の推進に関する周知啓発などの取組の具体化を速やかに検討

○デジタル技術の活用による無線局免許手続の効率化

- 電子申請等の段階的な義務化に向けた制度整備を速やかに実施
- 電子免許状等を導入するための制度整備を速やかに実施

2. 周波数逼迫の中で需要が急増する電波の柔軟な利用のための移行・再編・共用

<スピーディーに使えるように>

○新しいワイヤレスシステムのための周波数移行・再編の加速

- ・ 国際的な周波数調和の必要性等の公益増進の観点から国が主体となって周波数移行・再編を進めるための新たなスキームを2025年内に導入
- ・ 高周波数帯における条件付オークションの導入を目指し、関連法案を早期に国会に提出

○周波数共用・調整の促進のための新しい仕組みの確立

- ・ 電波有効利用促進センターの更なる活用など、干渉調整を実施しやすくする方策を速やかに検討
 - ✓ 運用調整機関を活用したローカル5G免許手続の簡素化・迅速化に向けた制度改正を2025年度内に実施（再掲）
- ・ 無線LANの6GHz帯周波数拡張に向けて、AFC（Automated Frequency Coordinationの略。周波数の調整を自動化する仕組み）の導入に向けた検討を進め、2025年度中を目途に技術的条件を取りまとめる
- ・ ダイナミック周波数共用の適用帯域や共用管理システムの要件等に係る技術試験を継続的に実施
 - ✓ 26GHz帯及び40GHz帯における5Gとのダイナミック周波数共用にかかる共用条件・技術的条件等の検討を2024年度内に実施

3. インフラとしてのワイヤレスネットワークを安全・安心に、安定して利用できる環境の整備

<いつでも使えるように>

○自然災害への対応

- ・ 携帯電話基地局の耐災害性強化策（予備衛星回線の配備支援等）を速やかに検討
- ・ 携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用できる事業者間ローミングを2025年度末頃を目途に導入
- ・ 放送中継局の耐震対策を速やかに検討
- ・ 災害対策用移動通信機器の更なる整備及びその貸出し体制の拡充、衛星インターネット等最新機器の利用の訓練に向けた検討を2024年度内に開始
- ・ 公共安全モバイルシステムのつながりやすい仕組みの整備、公共ブロードバンド移動通信システムの高度化・高速化、衛星通信の普及やHAPSの早期の社会実装に向けた制度整備など、災害発生時の安定的な通信の確立に向けた方策を速やかに検討し、可能なものから順次実施

○電波監視の強化・電波の適正利用の推進

- ・ 高い周波数や意図せず発射される混信等の増加に対応するため、2025年度にかけて移動監視の在り方に関する調査検討を実施
- ・ 太陽光発電システムを原因とする電波障害へ対応するため、2024年度から調査研究を実施し、CISPR規格（不要電波に関する国際規格）の答申を得る
- ・ 伝搬障害防止制度について、水上の構造物等による重要無線通信の突然の遮断を防ぐための必要な制度整備を2024年度内に検討し、速やかに実施
- ・ 従来からの活動も含め、電波の適正利用に関する時代に即した周知啓発の在り方について来年度から調査検討を実施

4. デジタルビジネス拡大の源泉となる電波の適正な利用を確保するための電波利用料制度

- ・ 「携帯電話基地局等の耐災害性強化」、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組の電波利用共益事務としての適合性を速やかに検討
- ・ 電波利用料の料額や上記検討を踏まえた電波利用共益事務の見直しに関する法案を早期に国会に提出

令和 6 年 8 月 2 7 日

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する
拒否処分に係る審査請求の付議
(令和 6 年 8 月 2 7 日 付議第 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、森係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(桃井課長補佐、西岡専門職)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 9 5

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する 拒否処分に係る審査請求の付議

1 審査請求年月日： 令和6年8月13日

2 審査請求人： X

3 審査請求に係る処分

関東総合通信局長が令和6年8月5日付け関通陸三第23-00048606号で審査請求人に対して行った、電波法第17条の規定による無線設備の変更及び同法第19条の規定による指定の変更についての不許可及び拒否処分

4 審査請求の趣旨

「関通陸三第23-00048606号の処分のうち電波法第19条の規定による指定の変更を拒否するの部分を取消す」との裁決を求める。

5 審査請求の理由(抜粋)

本件処分は、次の事実により違法である。

- ・処分の(理由)は単に審査の結論を述べたに過ぎず、処分に至る理由を具体的に示したものではないので、行政手続法第8条第1項に違反している。
- ・無線局免許手続規則第10条の2第4項は、電波法第8条第1項第2号の規定において規則への委任がされておらず、行政学上の用語「委任命令」に類別されない。追って、一括して表示する記号を用いることによって個別・具体的な求めを抑圧することは、憲法第41条並びに国家行政組織法第12条第4項及び行政手続法第38条第1項若しくは同法第38条第2項に違反している。
- ・電波の型式変更を希望することは電波法第19条で認められており、免許人の意思を免許権者が否定することはできない。すなわち、無線局免許手続規則別表第2号の3第3における12欄の電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力については、申請者が個別・具体的に記載することは妨げてはならないし、同様式の注1による記載要領12において一括して表示する希望について記載することを要求していない。追って、本件申請の記載は無線局免許手続規則の要件を満たしている。また、無線局免許手続規則第10条の2第4項の規定は申請者の意思表示までを拘束するものではないことは、その条文の文言で明らかである。これに関して、関東総合通信局無線通信部陸上第3課長は「一括して表示する記号での記入を」内容とする行政指導を執拗に行い、長期間にわたり審査を懈怠してきた。この行為は、行政手続法第32条第1項、第33条、第34条並びに電波法第19条及び無線局免許手続規則第9条第1項に違反している。

本件処分により、審査請求人は電波法第19条の規定において認められた申請権を正当な理由なく侵害されている。

1 変更申請の概要

(1)変更申請年月日:令和5年10月12日

(2)申請者:X

(3)変更申請の内容

当該申請者所属のアマチュア局について、

①電波法第17条の規定による無線設備の変更

750K F1Dの無線設備に150K A1Dを追加

②電波法第19条の規定による指定事項の変更

「150K A1D, 750K F1D 435MHz 10W」を希望

2 処分の概要

(1)処分年月日:令和6年8月5日

(2)処分の内容

令和5年10月12日付けで申請のあったアマチュア局の電波法第17条の規定による無線設備の変更及び同法第19条の規定による指定の変更については、次の理由により不許可及び拒否する。

(理由)

電波法第17条の規定に基づく無線設備の変更については、同法第三章に定める技術基準に適合しないため。

また、同法第19条の規定に基づく指定の変更については、特に変更の必要があるものと認められないため。